

# 有価証券報告書

事業年度  
(第21期)

自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日

コムシスホールディングス株式会社

# 目次

	頁
表紙 .....	1
第一部 企業情報 .....	2
第1 企業の概況 .....	2
1. 主要な経営指標等の推移 .....	2
2. 沿革 .....	4
3. 事業の内容 .....	5
4. 関係会社の状況 .....	6
5. 従業員の状況 .....	10
第2 事業の状況 .....	12
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 .....	12
2. サステナビリティに関する考え方及び取組 .....	14
3. 事業等のリスク .....	17
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	18
5. 経営上の重要な契約等 .....	26
6. 研究開発活動 .....	26
第3 設備の状況 .....	27
1. 設備投資等の概要 .....	27
2. 主要な設備の状況 .....	27
3. 設備の新設、除却等の計画 .....	28
第4 提出会社の状況 .....	28
1. 株式等の状況 .....	28
(1) 株式の総数等 .....	28
(2) 新株予約権等の状況 .....	29
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	59
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	59
(5) 所有者別状況 .....	59
(6) 大株主の状況 .....	60
(7) 議決権の状況 .....	62
2. 自己株式の取得等の状況 .....	63
3. 配当政策 .....	64
4. コーポレート・ガバナンスの状況等 .....	65
(1) コーポレート・ガバナンスの概要 .....	65
(2) 役員の状況 .....	71
(3) 監査の状況 .....	75
(4) 役員の報酬等 .....	78
(5) 株式の保有状況 .....	81
第5 経理の状況 .....	88
1. 連結財務諸表等 .....	89
(1) 連結財務諸表 .....	89
(2) その他 .....	141
2. 財務諸表等 .....	142
(1) 財務諸表 .....	142
(2) 主な資産及び負債の内容 .....	150
(3) その他 .....	150
第6 提出会社の株式事務の概要 .....	151
第7 提出会社の参考情報 .....	152
1. 提出会社の親会社等の情報 .....	152
2. その他の参考情報 .....	152
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	155

[監査報告書]

[内部統制報告書]

[確認書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【事業年度】	第21期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	コムシスホールディングス株式会社
【英訳名】	COMSYS Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田辺 博
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
【電話番号】	(03)3448-7100
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 真下 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
【電話番号】	(03)3448-7100
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 真下 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	560,882	563,252	589,028	563,295	571,186
経常利益 (百万円)	40,064	42,941	44,036	30,934	40,396
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	25,994	29,369	29,208	19,338	27,453
包括利益 (百万円)	23,605	35,380	29,215	19,607	37,482
純資産額 (百万円)	310,694	330,807	343,489	346,725	368,055
総資産額 (百万円)	450,043	479,419	524,062	502,133	514,647
1株当たり純資産額 (円)	2,424.83	2,619.63	2,761.15	2,824.12	3,031.93
1株当たり当期純利益 (円)	202.97	232.72	235.50	158.83	228.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	202.46	232.21	235.18	158.71	228.15
自己資本比率 (%)	68.3	68.3	64.5	67.9	70.3
自己資本利益率 (%)	8.6	9.2	8.8	5.7	7.8
株価収益率 (倍)	13.71	14.65	11.33	15.38	15.53
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	37,496	25,469	5,244	61,781	44,275
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,919	△8,861	△11,109	△6,843	△15,941
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△19,819	△20,258	6,171	△48,233	△17,214
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	35,503	32,936	34,033	40,788	51,932
従業員数 (名)	16,844	17,066	17,520	17,512	17,405

(注) 1 従業員数は、就業人員数であります。

2 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益 (百万円)	12,894	13,168	14,275	14,233	14,934
経常利益 (百万円)	11,537	11,832	12,940	12,894	13,503
当期純利益 (百万円)	11,459	11,755	12,863	12,801	13,433
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	141,000	141,000	141,000	141,000	133,000
純資産額 (百万円)	131,611	127,542	121,741	118,420	115,541
総資産額 (百万円)	157,841	164,425	186,000	154,201	157,150
1株当たり純資産額 (円)	1,032.52	1,013.92	987.92	972.70	959.24
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	75.00 (35.00)	85.00 (40.00)	95.00 (45.00)	100.00 (50.00)	105.00 (50.00)
1株当たり当期純利益 (円)	89.48	93.15	103.72	105.14	111.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	89.25	92.95	103.58	105.06	111.64
自己資本比率 (%)	83.0	77.1	65.0	76.2	72.9
自己資本利益率 (%)	8.7	9.1	10.4	10.7	11.6
株価収益率 (倍)	31.1	36.6	25.7	23.2	31.7
配当性向 (%)	83.82	91.25	91.60	95.11	93.92
従業員数 (名)	89	90	97	99	104
株主総利回り (比較指標:配当込み TOPIX) (%)	94.6 90.5	118.2 128.6	96.8 131.2	92.6 138.8	132.7 196.2
最高株価 (円)	3,315	3,515	3,590	2,724	3,674
最低株価 (円)	2,131	2,376	2,454	2,277	2,434

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
- 2 第17期事業年度の1株当たり配当額75円には、普通配当増配による15円（中間配当額5円、期末配当額10円）が含まれております。
- 3 第18期事業年度の1株当たり配当額85円には、普通配当増配による10円（中間配当額5円、期末配当額5円）が含まれております。
- 4 第19期事業年度の1株当たり配当額95円には、普通配当増配による10円（中間配当額5円、期末配当額5円）が含まれております。
- 5 第20期事業年度の1株当たり配当額100円には、普通配当増配による5円（中間配当額5円）が含まれております。
- 6 第21期事業年度の1株当たり配当額105円には、普通配当増配による5円（期末配当額5円）が含まれております。
- 7 最高・最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 2 【沿革】

当社は、2003年9月に日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社（2005年4月に商号を株式会社三和エレックから変更）及び株式会社TOSYS（2012年10月に商号を東日本システム建設株式会社から変更）の3社の株式移転により、純粹持株会社「コムシスホールディングス株式会社」として設立されました。

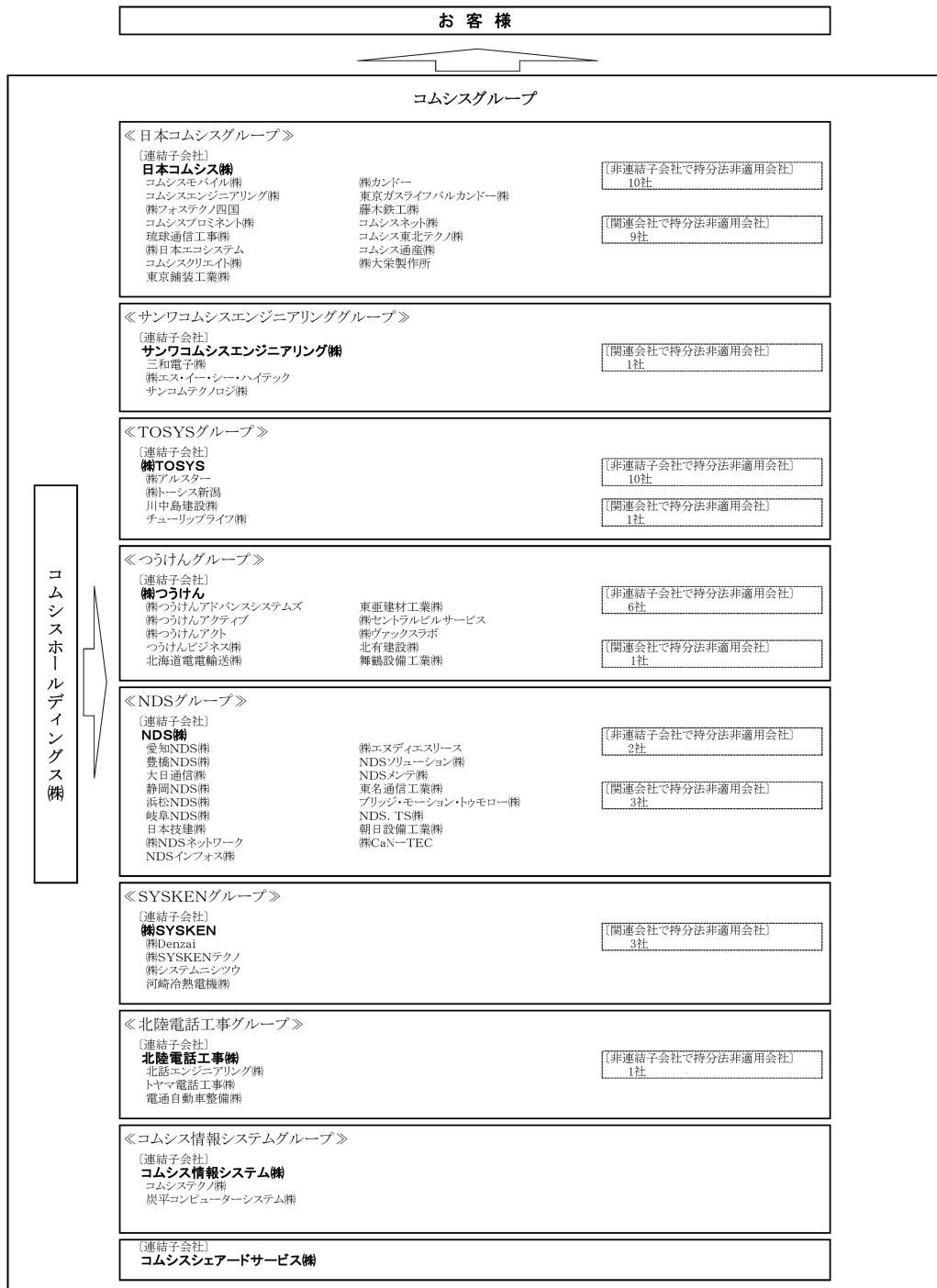
当社設立以降の企業集団に係る経緯は、次のとおりあります。

年月	概要
2003年9月	日本コムシス株式会社、株式会社三和エレック及び東日本システム建設株式会社が株式移転により当社を設立。 当社の普通株式を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の市場第一部に上場。
2004年9月	株式会社三和エレックの第三者割当増資を引き受け。
2005年1月	株式会社三和エレックのNTT情報通信エンジニアリング事業を日本コムシス株式会社に集約。
2005年4月	株式会社三和エレックはサンワコムシスエンジニアリング株式会社に商号変更。 日本コムシス株式会社の電気通信エンジニアリング事業のうちキャリア系ビジネスをサンワコムシスエンジニアリング株式会社に集約。
2007年4月	コムシスシェアードサービス株式会社を日本コムシス株式会社から当社の完全子会社とし、コムシスグループの共通業務アウトソーシング会社の位置付けを明確化。
2009年4月	日本コムシス株式会社のITソリューション事業のうちソフトウェア開発事業を、新設分割により設立したコムシス情報システム株式会社へ承継し、同日付でコムシス情報システム株式会社を当社の完全子会社化。
2010年10月	株式交換により株式会社つうけんを完全子会社化。
2012年10月	東日本システム建設株式会社は株式会社TOSYSに商号変更。
2013年2月	株式会社つうけんを存続会社として、北東電設株式会社と合併。
2013年7月	株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の市場統合に伴い、大阪証券取引所市場への上場廃止。
2013年10月	株式会社つうけんを存続会社として、株式会社つうけんハーテック、株式会社つうけん道央エンジニアリング、株式会社つうけん道北エンジニアリング、株式会社つうけん道東エンジニアリング、株式会社つうけん道南エンジニアリングと合併。
2017年6月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行。
2018年10月	株式交換によりNDS株式会社、株式会社SYSEN、北陸電話工事株式会社を完全子会社化。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。

### 3 【事業の内容】

当社を持株会社とする「コムシスグループ」は、当社及び日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社、株式会社TOSYS、株式会社つうけん、NDS株式会社、株式会社SYSEN、北陸電話工事株式会社、コムシス情報システム株式会社の8統括事業会社に加え、子会社88社及び関連会社18社から構成され、通信キャリア事業、ITソリューション事業及び社会システム関連事業等を主な事業内容としております。

2024年3月31日現在の事業の系統図は概ね次のとおりであります。



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

#### 4 【関係会社の状況】

2024年3月31日現在

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 日本コムシス <sup>(株)</sup> (注) 2、5	東京都品川区	10,000	日本コムシスグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 6名
サンワコムシスエンジニアリング <sup>(株)</sup> (注) 2	東京都品川区	3,624	サンワコムシスエンジニアリンググループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 1名
株TOSYS	長野県長野市	450	TOSYSグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。
株つうけん (注) 2	札幌市中央区	1,432	つうけんグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。
NDS <sup>(株)</sup> (注) 2、6	名古屋市中区	5,676	NDSグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。
株SYSKEN	熊本市中央区	801	SYSKENグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。
北陸電話工事 <sup>(株)</sup>	石川県金沢市	450	北陸電話工事グループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。
コムシス情報システム <sup>(株)</sup>	東京都港区	450	コムシス情報システムグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 1名
コムシスシェアードサービス <sup>(株)</sup>	東京都品川区	75	その他	100.0	業務の一部を委託しております。
コムシスモバイル <sup>(株)</sup>	東京都港区	54	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスエンジニアリング <sup>(株)</sup>	東京都港区	80	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
株フォステクノ四国	徳島県板野郡	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスプロミネント <sup>(株)</sup>	大阪市住之江区	34	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
琉球通信工事 <sup>(株)</sup>	沖縄県那覇市	97	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
株日本エコシステム	東京都品川区	100	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスクリエイト <sup>(株)</sup>	東京都品川区	10	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東京鋪装工業 <sup>(株)</sup>	東京都千代田区	100	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
株カンドー	東京都新宿区	448	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東京ガスライフバルカンドー <sup>(株)</sup>	東京都品川区	100	日本コムシスグループ	66.5 (66.5)	営業上の取引はありません。
藤木鉄工 <sup>(株)</sup>	新潟市中央区	98	日本コムシスグループ	66.7 (66.7)	営業上の取引はありません。
コムシスネット <sup>(株)</sup>	東京都品川区	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
コムシス東北テクノ㈱	仙台市若林区	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス通産㈱	東京都港区	60	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	事務用機器等のリースを受けております。
㈱大栄製作所	神奈川県厚木市	60	日本コムシスグループ	85.6 (85.6)	営業上の取引はありません。
三和電子㈱	東京都千代田区	90	サンワコムシスエンジニアリンググループ	96.0 (96.0)	営業上の取引はありません。
㈱エス・イー・シー・ハイテック	東京都品川区	30	サンワコムシスエンジニアリンググループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
サンコムテクノロジ㈱	東京都北区	30	サンワコムシスエンジニアリンググループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
㈱アルスター	長野県松本市	40	TOSYSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
㈱トーシス新潟	新潟市西区	42	TOSYSグループ	91.5 (91.5)	営業上の取引はありません。
川中島建設㈱	長野県長野市	40	TOSYSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
チューリップライフ㈱	新潟市西区	40	TOSYSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
㈱つうけんアドバンスシステムズ	札幌市中央区	350	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
㈱つうけんアクティブ	札幌市中央区	80	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
㈱つうけんアクト	札幌市厚別区	50	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
つうけんビジネス㈱	札幌市白石区	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
㈱セントラルビルサービス	北海道釧路市	10	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
北海道電電輸送㈱	札幌市白石区	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東亜建材工業㈱	北海道千歳市	22	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
㈱ヴァックスラボ	札幌市中央区	50	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
北有建設㈱	北海道美唄市	25	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
舞鶴設備工業㈱	北海道千歳市	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
愛知NDS㈱	名古屋市港区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
豊橋NDS㈱	愛知県豊橋市	30	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
大日通信㈱	愛知県豊田市	30	NDSグループ	51.0 (51.0)	営業上の取引はありません。

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
静岡NDS(株)	静岡市葵区	20	NDSグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
浜松NDS(株)	浜松市中央区	20	NDSグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
岐阜NDS(株)	岐阜県岐阜市	25	NDSグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
日本技建(株)	名古屋市中村区	100	NDSグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
(株)NDSネットワーク	名古屋市中川区	20	NDSグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
NDSインフォス(株)	名古屋市中区	100	NDSグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
(株)エヌディエスリース	名古屋市中区	149	NDSグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
NDSソリューション(株)	名古屋市中区	100	NDSグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
NDSメンテ(株)	名古屋市中区	10	NDSグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
東名通信工業(株)	愛知県稻沢市	50	NDSグループ	62.4(62.4)	営業上の取引はありません。
ブリッジ・モーション・トウモロ一(株)	東京都品川区	100	NDSグループ	84.2(84.2)	営業上の取引はありません。
NDS.TS(株)	横浜市港北区	80	NDSグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
朝日設備工業(株)	岐阜県岐阜市	20	NDSグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
(株)C a N - T E C	岐阜県土岐市	24	NDSグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
(株)D e n z a i	熊本市中央区	40	S Y S K E N グループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
(株)S Y S K E Nテクノ	熊本市中央区	25	S Y S K E N グループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
(株)システムニシツウ	福岡市南区	40	S Y S K E N グループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
河崎冷熱電機(株)	山口県下関市	30	S Y S K E N グループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
北話エンジニアリング(株)	石川県金沢市	20	北陸電話工事グループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
トヤマ電話工事(株)	富山県富山市	20	北陸電話工事グループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
電通自動車整備(株)	石川県白山市	26	北陸電話工事グループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
コムシステクノ(株)	東京都港区	50	コムシス情報システムグループ	100.0(100.0)	営業上の取引はありません。
炭平コンピューターシステム(株)	長野県長野市	80	コムシス情報システムグループ	80.0(80.0)	営業上の取引はありません。

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 特定子会社であります。
- 3 上記連結子会社67社は、いずれも有価証券報告書または有価証券届出書を提出しておりません。また、当社との「資金の集中・配分等のサービスに関する基本契約書」に基づき、キャッシュマネジメントシステム(CMS)を通じてコムシスグループ相互間で余剰不足資金を融通し、資金の効率化を図っております。
- 4 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。
- 5 日本コムシス株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- 日本コムシス株式会社の主要な損益情報等
- |         |            |
|---------|------------|
| ① 売上高   | 180,347百万円 |
| ② 経常利益  | 13,697百万円  |
| ③ 当期純利益 | 10,601百万円  |
| ④ 純資産額  | 179,739百万円 |
| ⑤ 総資産額  | 225,638百万円 |
- 6 NDS株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- NDS株式会社の主要な損益情報等
- |         |           |
|---------|-----------|
| ① 売上高   | 59,993百万円 |
| ② 経常利益  | 3,624百万円  |
| ③ 当期純利益 | 2,931百万円  |
| ④ 純資産額  | 39,599百万円 |
| ⑤ 総資産額  | 58,335百万円 |

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本コムシスグループ	6,086
サンワコムシスエンジニアリンググループ	1,788
T O S Y S グループ	1,345
つうけんグループ	2,383
N D S グループ	2,972
S Y S K E N グループ	1,110
北陸電話工事グループ	869
コムシス情報システムグループ	627
その他	225
合計	17,405

(注) 従業員数は、就業人員数であります。なお、当連結会計年度末における臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため記載しておりません（以下「(2) 提出会社の状況」においても同じであります。）。

### (2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
104	52.2	21.6	9,183,859

セグメントの名称	従業員数(名)
その他	104
合計	104

(注) 1 従業員数は、就業人員数であり、主としてグループ会社の出向者からなるため、平均勤続年数は各社での勤続年数を算出ししております。  
2 平均年間給与は、2024年3月31日に在籍した従業員の給与の他、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

コムシスグループは、日本コムシス関連労働組合協議会（組合員数2,386人）、サンコムユニオン（組合員数593人）、トーシングループ労働組合（組合員数837人）、北海道情報通信建設労働組合（組合員数590人）、N D S 労働組合（組合員数1,179人）、北陸地方情報通信設備建設労働組合（組合員数600人）、九州情報通信設備建設労働組合協議会（組合員数391人）及びコムシス情報システム関連労働組合協議会（組合員数444人）等があり、主に情報産業労働組合連合会に属しております。

なお、労使関係については良好であり、特に記載すべき事項はありません。

### (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

#### ① 提出会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

② 主要な連結子会社

名 称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	当事業年度				
		男性労働者の育児休業取得率 (%)		労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1		
		育児休業等取得率 (注) 2	育児休業等及び育児目的休暇の取得率 (注) 3	全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
日本コムシス(株)	3.0	67.0	106.0	73.4	72.5	60.7
サンワコムシスエンジニアリング(株)	3.0	100.0	100.0	71.6	71.3	87.2
株)TOSYS	1.7	45.0	54.0	68.5	70.3	109.7
株)つうけん	1.0	66.0	66.0	81.0	75.4	102.0
NDS(株)	1.8	131.0	162.0	60.2	70.2	72.7
株)SYSKEN	2.3	40.0	66.0	53.9	56.8	61.3
北陸電話工事(株)	0.0	22.0	77.0	61.2	58.3	98.6
コムシス情報システム(株)	3.6	25.0	75.0	72.7	71.9	49.7
コムシスシェアードサービス(株)	25.0	—	—	73.9	68.2	110.5

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（1991年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（1991年労働省令第25号）第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。
- 4 連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものについては「第7 提出会社の参考情報 2 その他の参考情報 (2) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

コムシスグループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針・経営戦略等

私たちコムシスグループは、グループ一体となり、外部の様々なプレイヤーとも強力な協業・連携を図りつつ経営理念を実現します。

##### <コムシスグループ経営理念>

「時代をになう多様なインフラ建設」でお客様に選ばれ続ける企業を創ります

「豊かな生活を支える社会基盤づくり」で国と地域に貢献します

たゆまない改革を続けさらなる企業価値の向上を目指します

コムシスグループの事業分野はキャリア系事業である電気通信設備工事にとどまらず、非キャリア系事業である都市の環境整備やI C T関連工事、太陽光発電などの再生エネルギー事業に至るまで社会・経済活動を根底から支えるさまざまなインフラ工事を網羅しております。

この経営理念では「お客様」「社会」「株主およびグループ従業員」の三つのステークホルダーに対してさらに一層の貢献をお約束し、グループが一体となり、さまざまな社会課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現に向け、まい進してまいります。

#### お客様

～時代をになう多様なインフラ建設～

さらなる事業拡大を志向しながら品質・納期・価格などのサービス面でお客様より最大の評価をいただける企業グループを目指します。

#### 社会

～豊かな生活を支える社会基盤づくり～

さまざまなインフラ構築・建設を通して国や地域社会に貢献していくことが使命であると考えています。

#### 株主およびグループ従業員

～たゆまない改革を続けさらなる企業価値の向上～

人材のマルチスキル化、施工I Tプラットフォームの構築など、生産性の向上やコスト競争力の強化を図り、厳しい競争環境に打ち勝つ構造改革の取り組みを継続してまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

これまで2024年3月期を最終年度とする中期経営計画「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」を進めてまいりましたが、取り巻く事業環境の変化などの影響により、その計画期間を1年間延長することとし、「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023+1」として継続する取り組みを進めてまいります。

- ・売上高6,000億円
- ・営業利益400億円
- ・総還元性向70%目安を継続

業績目標を達成するための取り組み

－通信キャリア事業の取り組み－

・固定系／モバイル系一体化運営による事業体制の刷新

－I Tソリューション・社会システム関連事業の取り組み－

・I T／社会事業分野における子会社間の事業再編

・I Tソリューションのネットワーク配線工事を通信キャリア事業体制へ本格移行

### (3) 経営環境及び対処すべき課題

コムシスグループでは、2024年3月期を最終年度とする中期経営計画「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」を推進してまいりました。ITソリューション事業・社会システム関連事業等においては、IT分野での公共・文教関連、データセンター、高速道路関連設備の受注拡大に加え、M&Aにより拡大したガス・鉄鋼の分野においても着実に成長してまいりました。しかしながら、通信事業者における設備投資構造の変化及び価格高騰などの影響もあり、中期経営計画として掲げた当初計画は未達となりました。

2024年度は「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023+1」として計画期間を1年間延長し、事業環境の変化による利益面での影響が継続するものの、中期経営計画の完遂と次期中期経営計画へつなげる基盤固めに取り組んでまいります。

この1年間は、これまでの施策を通じたオーガニックで持続的な成長を継続するとともに、固定・モバイル一体化運営による通信キャリア事業体制の刷新、IT・社会事業分野における子会社間の事業再編、ITソリューション事業における通信キャリア事業との連携による高レイヤへのリソースシフトなどシナジーの最大化に向け事業基盤強化を図ってまいります。また、サステナビリティの対応として、引き続き温室効果ガス排出削減などに向けて積極的に取り組んでまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

コムシスグループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

### (1) サステナビリティ全般

#### ① ガバナンス

コムシスグループでは、SDGsへの貢献と持続的な企業価値向上を目的とし、サステナビリティの推進に向けたマネジメント体制を構築しており、当社社長を委員長とした「サステナビリティ委員会」を設置し、リスクと機会の分析からサステナビリティの推進に向けた主要課題（①エンジニアリング力とイノベーションによる地域社会への貢献、②人材活用と働き方改革（エンゲージメント向上）、③安全・安心の追求とコンプライアンス遵守、④地球環境保全への対応、⑤コーポレートガバナンスの強化）を設定し、取り組みを行っております。

本委員会は随時開催し、課題の見直しと取り組みの方向性を決定しております。委員会での検討内容は監査等委員会、取締役会に報告しており、経営に関する重要テーマについては、経営会議、取締役会にて審議を経たうえで決定しております。

#### ② リスク管理

コムシスグループは当社社長を委員長、当社取締役及び統括事業会社社長を委員とする「リスク・コンプライアンス委員会」を随時開催し、コムシスグループ全体における事業リスクを特定し、リスクの影響度に応じた対応を行っております。また、コムシスグループ各社においても同様に適切な会議体においてリスクに応じた対応を行っております。

### (2) 気候変動

#### ① ガバナンス

気候変動への対応は、主要課題の一つである「地球環境保全への対応」の中の重要な取り組みと位置づけており、課題への取り組みについては、当社社長を委員長とした「サステナビリティ委員会」において、気候関連リスクと機会に対する戦略を決定し、毎年の事業計画に反映するとともに、進捗状況、達成度等のモニタリングを行っております。このうち、経営に関する重要テーマについては、経営会議、取締役会にて審議を経たうえで決定しております。

#### ② 戦略

気候変動への対応については、将来的に発生しうる気候変動関連のリスクと機会を、脱炭素社会へ移行していくために発生する影響や気象変動による物理的な影響の面から分析・評価しました。また、コムシスグループ事業の関わりとして、再生可能エネルギー事業の需要拡大、並びに頻発・激甚化する自然災害に備えるための無電柱化ニーズや社会インフラの改修・耐震化を今後の見込まれる機会として特定いたしました。これらのリスク・機会に対して、対応の検討を進め、事業戦略へ組み込んでまいります。

気候変動関連のリスク・機会の詳細は、統合報告書をご覧ください。

コムシスグループ統合報告書2023 <https://www.comsys-hd.co.jp/ir/library/library10.html>

#### ③ リスク管理

気候変動関連のリスクと機会については、サステナビリティ委員会が中心となり、気候変動に伴う外部・内部環境の変化が事業に影響を与えるリスクと機会を分析・評価し、その結果を気候変動戦略として事業戦略に反映することで、気候関連リスクへの対応と機会実現を図ります。

気候変動関連のリスク・機会の詳細は、統合報告書をご覧ください。

コムシスグループ統合報告書2023 <https://www.comsys-hd.co.jp/ir/library/library10.html>

#### ④ 指標及び目標

コムシスグループでは、上記「②戦略」において記載した気候変動に関する対応について、2031年3月期と2051年3月期に向けた温室効果ガス削減目標を2022年5月に設定しております。本目標はSBT（Science-Based Targets）の考え方※に基づいた目標であり、2031年3月期の目標について、SBTイニシアチブの認定を取得しております。（取得日：2023年10月20日）

※ Near-term SBTの考え方に基づく

項目	削減目標
Scope1+Scope2	2031年3月期までに2021年3月期を基準として42%削減 2051年3月期カーボンニュートラル
Scope3	2031年3月期までに2021年3月期を基準として25%削減

### (3) 人的資本

#### ① 戰略

コムシスグループにおける人材の多様性の確保を含む人材の育成と社内環境整備については、サステナビリティの推進に向けた主要課題の一つであり、以下の方針に基づき取り組んでおります。

##### 1. 「人材」に関する基本的な考え方

コムシスグループの最大経営資源は「人材」であり、国家資格や高度な知識・経験を有する技術者とそれを支えるスタッフがなくてはコムシスグループの事業は成り立たないと認識しております。情報通信産業を取り巻く環境が大きく変化する中、事業環境の変化に対応した「人材」の確保・育成・活用は、極めて重要な経営課題であります。しかしながら、労働力不足が叫ばれる日本社会において、優秀な人材の確保はますます難しくなっており、そのためコムシスグループでは、新卒・中途での採用強化、グループ内での要員流動による人的資源の最適活用などを推進しております。さらに、多様な人材の中からより優秀な人材を採用するため、魅力的な職場環境を目指し、ダイバーシティの推進やワークスタイルイノベーションにも積極的に取り組んでおります。

##### 2. 人材育成及び社内環境整備の方針

マネジメント能力開発に重点を置いた階層別研修や、複合技術者の育成、資格取得への各種支援制度の推進など、新たな事業環境に対応した人材育成を進めております。コムシスグループの事業領域の拡大に伴い、建設元請けとしてのプロジェクトマネジメントだけではなく、プロジェクトの企画立案から体制構築、社内外との連携、ファイナンス面でのスキーム検討などの総合的なマネジメント能力がますます求められております。他方で現場レベルにおいては、通信キャリアの設備投資の漸減と保守運営も含めたアウトソースが本格化しており、従来の枠組みにとらわれないマルチスキル化が生産性向上のポイントとなっております。コムシスグループの事業に不可欠な施工関連やIT関連の技術者層・有資格者の拡大も今後の事業基盤強化には必須の取り組みであり、計画的な育成を行ってまいります。

また、コムシスグループ各社が備えてきた研修アイテムなどの相互利活用により多様な人材を育成するとともに、次世代の事業運営を担う人材の育成を目的に「CHD人材育成プラットフォーム」を構築し、グループを横断した運営体制で人材育成を行っております。

さらに、事業領域拡大により多様なインフラ建設を求められるコムシスグループの環境を鑑み、グループの垣根を超えてワンストップで社会課題や事業機会に応えるため、幹部社員並びに幹部候補者のグループ内人事交流等を実施し、経営幹部の育成を行っております。

##### 3. ダイバーシティ推進

コムシスグループは、多様な人材の活躍が持続的な成長に必須と考え、ダイバーシティ推進に取り組んでおり、以下の方針のもとに入材育成や社内環境の整備を進めております。

- ・有能な人材の発掘
- ・性別や経験に関わらず全社員が斬新なアイデアを生み出せる風土・文化の醸成
- ・社会的な変化・ニーズへの対応

また、コムシスグループでは特に女性社員の採用を積極的に進め、女性の活躍にフォーカスした各種取り組みを進めることにより、女性管理職比率の向上に取り組んでおります。

#### ② 指標及び目標

コムシスグループの上記「①戦略」において記載した人材の多様性の確保を含む人材の育成と社内環境整備に関する指標及び目標は、次のとおりであります。

なお、コムシスグループの主要な連結子会社において、関連する指標のデータ管理とともに具体的な取り組みを行っておりますが、コムシスグループに属するすべての連結子会社では行われておりません。以下に示します人数及びその比率につきましては、当社及び主要な連結子会社9社における数値となります。

## 1. 女性社員

2025年3月末までに次の事項を達成することを目標としております。

- ・新卒採用者に占める女性比率を30%以上
- ・女性管理職数を2021年4月より30%以上増加（15名以上増加）

2024年5月現在で、新卒採用者に占める女性比率は23%、女性管理職数は58名（2021年4月より10名増加）となっております。

## 2. 外国人社員

コムシスグループ事業が国内中心という特性に鑑み、測定可能な目標は示しません。現在、管理職ではありませんが、14名の外国人社員が活躍しております。

## 3. 中途採用社員

即戦力として毎年中途採用社員が主に経営幹部として入社しております。また、2024年5月時点で、1,934名の中途採用社員が活躍しており、うち649名が管理職です。全体の管理職に占める中途採用社員比率は30%であり今後も30%を下回らないことを目標に取り組んでまいります。

## 4. 男性の育児休業取得推進

コムシスグループでは、多様性を尊重し充実した生活を送るためのワーク・ライフ・バランスを実現する「働き方改革」の一つとして、男性の育児休業取得推進に取り組んでおります。グループ一律の目標は示しておりませんが、各グループ会社において独自の制度を導入するなど、積極的に取り組みを行っております。なお、各グループ会社における男性の育児休業取得率は、連結子会社のうち主要な連結子会社のものについては「第1 企業の概況 5 従業員の状況 (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。また主要な連結子会社以外のものについては「第7 提出会社の参考情報 2 その他の参考情報 (2) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に、記載しております。

### 3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

#### (1) 特定取引先への依存に伴うリスク

コムシスグループの主たる事業はNTTグループやNCC各社を主要取引先とした通信キャリア事業であり、通信キャリア各社との取引比率が高く、当面この傾向は継続することが見込まれることから、NTTグループを始め通信キャリアの設備投資動向や技術革新等により、コムシスグループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

このため、通信キャリア事業は維持しつつ、ITソリューション事業や社会システム関連事業の拡大に取り組むとともに、新たな事業領域の拡大にも取り組んでおります。

#### (2) 安全品質に関するリスク

重大な設備事故や人身事故及び品質に重大な問題を発生させた場合、各取引先からの信頼を失うとともに、一定期間指名停止等による受注機会の喪失や暇広担保責任などを負うことにより、コムシスグループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

このため、「安全・品質と信頼の確保」を最優先に、人身事故はもとより設備事故を含めた「事故の撲滅」を目標に、協力会社を含めた社員研修等の実施により、工事の安全品質管理の徹底に取り組んでおります。

#### (3) 個人情報を含む重要な情報の流出に関するリスク

個人情報を含む取引先から提供された重要な情報等の管理に関して、万が一、預かった重要な情報の流出や外部からの不正アクセス等の犯罪行為による情報漏洩が発生した場合、各取引先からの信頼を失うとともに、管理に関する損害賠償責任を負うことなどにより、コムシスグループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

このため、統括事業会社においては各々認証を受けているISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）やプライバシーマークに基づき情報セキュリティの適切な運営・管理を行うとともに、コムシスグループ一体となり情報漏洩防止等の取り組みを徹底しております。

#### (4) 自然災害等に伴うリスク

大規模な地震や台風などの自然災害、パンデミックが発生した場合、社員や協力会社及び建物設備等に直接被害を受けるほか、ライフラインの停止や燃料の不足、工事用資材や人員の不足等により、工事が中断または遅延するなどコムシスグループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

このため、各統括事業会社において、BCP（事業継続計画）の策定や社員安否確認システムの整備、定期的な防災訓練、リモートワーク環境の整備等を行っております。

#### (5) 保有資産に関するリスク

事業運営上の必要性から、不動産や有価証券等の資産や年金資産を保有しているため、時価の変動等により資産が毀損し、コムシスグループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

このため、事業運営上不要となった不動産については売却を進めるとともに、保有している有価証券が資本コストに見合っているかを毎年検証し、妥当性が認められなくなったものについては順次売却・縮減を行っております。また、年金資産については、専門家をメンバーに加えて定期的に開催している資産運用委員会における年金資産のリスクを分散する運用方針の決定等、時価変動による影響の抑制に取り組んでおります。

#### (6) 取引先の信用リスク

顧客や外注先などの取引先の信用不安が発生した場合、顧客からの工事代金の回収不能や外注先の工事の施工遅延等により、コムシスグループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

このため、取引先に関して外部調査機関等を利用して与信管理を厳格に行うとともに、法務部門が直接契約書審査を行うなど、信用リスク回避に取り組んでおります。

## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度におけるコムシスグループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### ① 財政状態及び経営成績の状況

##### <コムシスグループの業績>

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、社会経済活動の正常化が進む中、景気の緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、エネルギー価格及び原材料価格の高騰、また、ウクライナや中東などの世界情勢や金融資本市場の変動等にも引き続き注視する必要があります。

コムシスグループを取り巻く事業環境につきましては、通信インフラ分野においては、光回線の新規需要の縮小、モバイル通信事業者の投資抑制の影響により近年トータルとしての工事量は減少してきましたが、首都圏過密地域ではモバイルトラヒック増による通信品質問題への対応が進められました。中期的にはNTTグループをはじめ、通信事業者における次世代の通信インフラ整備（I OWN・6Gの実用化など）に向けた投資が期待されるところであります。

ITソリューション分野においては、市場全体として継続的に拡大しております。近年はデジタル技術による社会の課題解決に向けて行政・教育・医療等の分野においてデータ連携基盤の整備が進められております。

社会インフラ分野においては、データセンター建設やデータセンター間相互接続の需要拡大、激甚化・頻発化する自然災害などに対応した防災・減災、国土強靭化が推進され、国土形成計画においては、インフラのハード面の機能とICT技術を活用したソフト施策を組み合わせたインフラの複合化・多機能化・効果最大化を図ることが求められており、東京都の防災計画「TOKYO強靭化プロジェクト」においても同様の取り組みが進められております。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギー分野へのGX成長投資も期待されております。

コムシスグループといたしましては、通信キャリア事業においては、モバイル関連工事が減少するなど厳しい事業環境の中、地域ブランドの強みを最大限に活かした周辺ビジネスの拡大、インフラシェアリング事業など新規顧客獲得に向けた営業力強化、コムシスグループ全体最適化（エリアマネジメント体制の強化、アクセス・モバイル事業一体運営）など事業基盤強化に取り組んでまいりました。また、昨年の台風6号による沖縄での自然災害、1月に発生した令和6年能登半島地震における被災地域の通信設備復旧にグループ一丸となって取り組んでまいりました。

ITソリューション事業においては、アライアンスパートナーとの協業による大型案件の獲得、元請案件の増加に伴うプロジェクトマネジメント強化に取り組んでまいりました。今後はIT投資の最大マーケットである首都圏での一体運営強化、通信キャリア事業との連携による高レイヤへのリソースシフト及びフルレイヤソリューションの提供により新規事業領域の拡大を図ってまいります。

社会システム関連事業等においては、グループ連携による大型高速道路案件や大手ゼネコンとのJVによる大規模データセンターの受注などトップラインの拡大に加え、弧状推進工法によりデータセンター間伝送路工事を実施してまいりました。引き続き堅調なデータセンターの受注拡大、グループ全体での技術者育成、人材リソースの柔軟な流动に取り組んでまいります。

今後とも、DXを活用した生産性向上、多様で柔軟な働き方改革の深化などコムシスグループの経営基盤強化を図ってまいります。また、サステナビリティの取り組みとして、SBT認定を取得（2023年10月）いたしました。引き続き温室効果ガス排出削減に向けて積極的に取り組み、SDGsの目指す社会の実現に貢献とともに、コムシスグループの持続的成長を図ってまいります。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

#### イ 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、514,647百万円（前期比2.5%増）となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、146,591百万円（前期比5.7%減）となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、368,055百万円（前期比6.2%増）となりました。

#### ロ 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、受注高617,917百万円（前期比11.7%増）、売上高571,186百万円（前期比1.4%増）となりました。

また、損益につきましては、営業利益39,221百万円（前期比22.2%増）、経常利益40,396百万円（前期比30.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益27,453百万円（前期比42.0%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

グループ別の受注高・売上高・セグメント利益〔営業利益〕

(単位：百万円)

セグメントの名称	受注高		売上高		セグメント利益 〔営業利益〕	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
日本コムシスグループ	302,025	24.3%	262,570	0.4%	17,422	87.8%
サンワコムシスエンジニアリンググループ	63,345	△7.0%	61,202	△10.8%	3,919	△40.2%
TOSYSグループ	37,960	13.1%	33,503	3.1%	2,166	5.0%
つうけんグループ	67,208	2.4%	67,355	7.8%	6,585	8.1%
NDSグループ	83,141	2.1%	83,799	6.8%	4,880	17.6%
SYSENグループ	31,573	△0.8%	31,477	5.7%	1,387	△2.0%
北陸電話工事グループ	17,445	10.6%	16,412	1.8%	758	18.5%
コムシス情報システムグループ	13,339	12.8%	12,986	9.9%	1,621	15.7%

(注) 「受注高」及び「売上高」は外部顧客への取引高を記載しております。なお、「セグメント利益」は当社及びセグメント間取引により生じた利益を含んでおります。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ11,143百万円増加し、51,932百万円(前期比27.3%増)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
当連結会計年度	44,275	△15,941	△17,214	51,932
前連結会計年度	61,781	△6,843	△48,233	40,788

③ 生産、受注及び販売の実績

コムシスグループが営んでいる事業の大部分を占める通信キャリア事業では生産実績を定義することが困難であり、また請負形態をとっているため販売実績という定義は実態にそぐいません。

よって「生産、受注及び販売の状況」については、当社の連結での受注、売上及び手持高の状況をセグメント別に記載しております。

イ 受注実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	242,941	302,025	24.3
サンワコムシステムエンジニアリンググループ	68,082	63,345	△7.0
TOSYSグループ	33,559	37,960	13.1
つうけんグループ	65,648	67,208	2.4
NDSグループ	81,467	83,141	2.1
SYSENグループ	31,818	31,573	△0.8
北陸電話工事グループ	15,775	17,445	10.6
コムシス情報システムグループ	11,830	13,339	12.8
その他	1,941	1,878	△3.3
合計	553,065	617,917	11.7

(注) 受注実績は外部顧客への取引高を記載しております。

ロ 売上実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	261,546	262,570	0.4
サンワコムシステムエンジニアリンググループ	68,630	61,202	△10.8
TOSYSグループ	32,492	33,503	3.1
つうけんグループ	62,503	67,355	7.8
NDSグループ	78,449	83,799	6.8
SYSENグループ	29,789	31,477	5.7
北陸電話工事グループ	16,124	16,412	1.8
コムシス情報システムグループ	11,818	12,986	9.9
その他	1,941	1,878	△3.3
合計	563,295	571,186	1.4

(注) 1 売上実績は外部顧客への取引高を記載しております。

2 主な相手先別の売上及びその割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
NTTグループ	223,686	39.7	224,181	39.2

ハ 手持高

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	116,442	155,897	33.9
サンワコムシステムエンジニアリンググループ	21,648	23,791	9.9
TOSYSグループ	8,596	13,053	51.8
つうけんグループ	11,258	11,110	△1.3
NDSグループ	22,728	22,070	△2.9
SYSEN GROUP	9,045	9,141	1.1
北陸電話工事グループ	2,187	3,219	47.2
コムシス情報システムグループ	2,121	2,474	16.6
その他	—	—	—
合計	194,028	240,759	24.1

(注) 手持高は外部顧客への取引高を記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

① 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 経営成績等

a. 財政状態

(資産の部)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ1,636百万円減少し、302,347百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

流動資産	増減額（△は減少）	主な要因
現金預金	11,132百万円	日本コムシスグループにおける増加
受取手形・完成工事未収入金等	△10,687百万円	日本コムシスグループにおける減少
未成工事支出金等	△8,809百万円	日本コムシスグループにおける減少
リース投資資産	3,892百万円	日本コムシスグループにおける増加

固定資産は、前連結会計年度末に比べ14,151百万円増加し、212,300百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

固定資産	増減額（△は減少）	主な要因
有形固定資産	4,173百万円	日本コムシスグループにおける土地の取得等による増加
無形固定資産	△917百万円	のれんの償却による減少
投資その他の資産	10,894百万円	投資有価証券の増加、退職給付に係る資産の増加

この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べ12,514百万円増加し、514,647百万円となりました。

(負債の部)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ10,118百万円減少し、124,327百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

流動負債	増減額（△は減少）	主な要因
支払手形・工事未払金等	△5,592百万円	日本コムシスグループにおける減少
工事損失引当金	△5,167百万円	日本コムシスグループにおける減少

固定負債は、前連結会計年度末に比べ1,302百万円増加し、22,263百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

固定負債	増減額（△は減少）	主な要因
繰延税金負債	3,201百万円	日本コムシスグループにおける増加
退職給付に係る負債	△986百万円	日本コムシスグループにおける減少
その他	△802百万円	日本コムシスグループにおける長期未払金の減少等による減少

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ8,816百万円減少し、146,591百万円となりました。

#### (純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ21,330百万円増加し、368,055百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

純資産	増減額（△は減少）	主な要因
利益剰余金	14,633百万円	親会社株主に帰属する当期純利益の計上による増加

この結果、自己資本比率は70.3%（前連結会計年度末は67.9%）となりました。

#### b. 経営成績

##### (売上高)

通信インフラ分野においてモバイル関連工事が減少するなど厳しい事業環境となる中、ITソリューション・社会システムの分野においては、グループ連携による営業強化及びアライアンスパートナー連携による売上拡大の取り組みにより、当連結会計年度の売上高は571,186百万円となり、前連結会計年度に比べ7,890百万円の増収となりました。

##### (営業利益)

売上高の増加に加え、エリアマネジメント体制の強化、アクセス・モバイル事業一体運営など、コムシスグループ全体最適化に向けた事業基盤強化への取り組みにより、当連結会計年度の営業利益は39,221百万円となり、前連結会計年度に比べ7,117百万円の増益となりました。

##### (経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は1,621百万円となりました。これは受取配当金829百万円、固定資産賃貸料269百万円などによるものであります。また、営業外費用は446百万円となりました。これは、貸倒引当金繰入額99百万円、賃貸費用94百万円などによるものであります。この結果、当連結会計年度の経常利益は40,396百万円となり、前連結会計年度に比べ9,462百万円の増益となりました。

##### (親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は2,217百万円となりました。これは固定資産売却益1,840百万円、投資有価証券売却益95百万円などによるものであります。また、特別損失は1,631百万円となりました。これは、固定資産圧縮損660百万円、事業構造改革費用273百万円、固定資産除却損226百万円、減損損失208百万円、特別退職金144百万円などによるものであります。この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は27,453百万円となり、前連結会計年度に比べ8,114百万円の増益となりました。

#### c. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

#### 口 資本の財源及び資金の流動性

##### (資金需要)

コムシスグループの資金需要は、営業活動については、生産に必要な運転資金（材料・外注費及び人件費等）、従業員給与等の販売費及び一般管理費が主な内容であります。投資活動については、事業伸長・生産性向上及び新規事業立上げを目的とした設備投資が主な内容であります。

##### (財政政策)

コムシスグループでは、有利子負債を圧縮し、連結ベースでの資金管理の強化を図るため、キャッシュマネジメントシステム（CMS）を導入しております。

#### ハ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」における当連結会計年度の達成状況は次のとおりであります。

当連結会計年度における売上高につきましては、571,186百万円（前期比1.4%増）となり、通期目標であった570,000百万円を達成いたしました。

また、営業利益につきましては、39,221百万円（前期比22.2%増）となり、通期目標であった34,000百万円を達成いたしました。

## ニ セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

### ＜日本コムシスグループの業績＞

日本コムシスグループの当期業績につきましては、売上高においては、通信事業者からの設備投資が減少する中、ITソリューション事業・社会システム関連事業において営業力強化によるビジネス領域拡大など受注拡大に取り組み、大型システム構築工事や都市再開発関連工事の獲得により増収となりました。損益面においても、売上高増加に加え、リソース最大活用など効率化施策による生産性向上の他、前年度の大型プロジェクトにおいて発生した不採算の反動増の影響もあり増益となりました。

### ＜サンワコムシステムエンジニアリンググループの業績＞

サンワコムシステムエンジニアリンググループの当期業績につきましては、売上高においては、社会システム関連事業における高速道路関連工事などの大型案件受注があるものの、NCC電気通信設備工事事業における5G関連工事の需要減少などの影響により減収となりました。損益面においても、次期基幹サブシステムとRPA活用による業務効率化、モバイル業務集約および資格者の有効活用による生産性向上に加え、オフィス環境の見直しなどによる働き方改革にも取り組んでまいりましたが減益となりました。

### ＜TOSYSグループの業績＞

TOSYSグループの当期業績につきましては、売上高においては、通信事業者からの5G関連などの設備建設工事や設備保守の他、ITソリューション事業におけるクラウドマネージドサービス提供による企業DX支援、社会システム関連事業における河川整備や電線共同溝など公共関連工事の受注拡大に取り組み増収となりました。損益面においても、売上高増加に加え、業務DX推進のためのプラットフォーム整備に取り組み増益となりました。

### ＜つうけんグループの業績＞

つうけんグループの当期業績につきましては、売上高においては、通信事業者の設備投資が減少する中、新たな事業創出に向けたアライアンス拡大を強化してまいりました。ITソリューション事業におけるグループ連携による案件掘り起しや行政DX案件の受注拡大、社会システム関連事業における地中化工事、民間大型案件受注拡大により増収となりました。損益面においても、設計業務等のエアフリー業務集約による生産性向上や工事平準化による施工稼働最大化を図り増益となりました。

### ＜NDSグループの業績＞

NDSグループの当期業績につきましては、売上高においては、通信事業者からの地域への光ケーブルの開局工事や電磁誘導対策工事の他、ITソリューション事業における学校間NW構築工事や大手ホテルチェーンへのセットトップボックス設置工事、社会システム関連事業における電力配電設備工事や高速道路関連工事の受注拡大、マンション一棟一括売却などに取り組み増収となりました。損益面においても、売上高増加に加え、業務集約などによる生産性向上を図り増益となりました。

### ＜SYSKENグループの業績＞

SYSKENグループの当期業績につきましては、売上高においては、通信事業者の設備投資が減少する中、通信キャリア関連事業と民需・公共事業における大型案件の受注拡大と、着実な工事進捗への取り組みにより増収となりました。損益面においては、高利益案件の減少、資材価格高騰などの影響により減益となりました。

### ＜北陸電話工事グループの業績＞

北陸電話工事グループの当期業績につきましては、売上高においては、通信事業者からの電力工事、モバイル工事の他、社会システム関連事業において系統用蓄電池構築工事などの受注拡大に取り組み増収となりました。損益面においても、RPAを活用した効率化の推進、建設・保全の一体運営など業務集約や拠点集約など継続的な生産性の向上を図り増益となりました。また、令和6年能登半島地震においては被災した通信設備の早期復旧に取り組んでまいりました。

### ＜コムシス情報システムグループの業績＞

コムシス情報システムグループの当期業績につきましては、売上高においては、通信事業者、官公庁及び金融機関などに向けたシステム開発、構築等の受注拡大に取り組み、官公庁のクラウド基盤や金融機関システムのモダナイズなどの事業が拡大し増収となりました。損益面においても、売上高増加に加え、プロジェクトのリスクマネジメントの徹底により増益となりました。

(参考) <当社（持株会社）の状況>

当社は、日本コムシス株式会社等統括事業会社から経営管理料として1,447百万円、配当金として13,487百万円を收受いたしました。この結果、営業収益14,934百万円（前期比4.9%増）、営業利益13,490百万円（前期比4.7%増）及び当期純利益13,433百万円（前期比4.9%増）となりました。

② 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

コムシスグループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって、一定期間にわたり収益を認識する売上高、工事損失引当金の計上、貸倒引当金の計上、固定資産の減損、棚卸資産の評価、退職給付債務及び年金資産の認識、繰延税金資産の計上等の重要な会計方針に関して、必要と思われる見積り及び判断を合理的な基準に基づき実施しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

コムシスグループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

コムシスグループにおいて、連結財務諸表に与える影響が大きいと考えられる重要な見積りは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当連結会計年度におけるコムシスグループが支出した研究開発費の総額は、121百万円であります。なお、各セグメントごとの研究開発費は次のとおりであります。

日本コムシスグループは、建設工事のDX推進に資する新技術の調査研究等に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、40百万円であります。

NDSグループは、ネットワーク技術に関する研究開発及び通信設備工事に関する技術開発と、新規事業分野に関する新商品及び新サービスの研究開発に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、59百万円であります。

SYSENグループは、通信設備部門の機械化、省力化、また電子情報化によるコストダウンと安全・品質の向上及びドローンを活用した新規事業分野の開発に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、13百万円であります。

北陸電話工事グループは、安全・品質の向上に関する各事業の技術開発活動に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、7百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしましたコムシスグループの設備投資総額は19,086百万円であります。その主なものは、主要な子会社における工事事務所の建設及び改修であります。さらに、コムシスグループにおけるワークフロー最適化を目的とした共通ITプラットフォームの構築のほか、工具器具備品の拡充・更新等への投資であります。

セグメント別の設備投資額は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度	前年同期比
日本コムシスグループ	11,939百万円	308.9%
サンワコムシスエンジニアリンググループ	308	133.9
TOSYSグループ	1,048	167.1
つうけんグループ	1,829	149.7
NDSグループ	3,025	123.5
SYSENグループ	496	51.7
北陸電話工事グループ	228	153.0
コムシス情報システムグループ	21	150.9
その他	68	33.2
計	18,968	195.0
調整額	118	—
合計	19,086	194.6

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

該当事項はありません。

##### (2) 国内子会社

2024年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (名)
			建物・ 構築物	機械装置・運搬具 工具器具・備品	土地 (面積千m <sup>2</sup> )	リース資産	合計	
日本コムシス㈱ (東京都品川区)	日本コムシス グループ	工事基地 事務所	16,389	814	37,039 (186)	351	54,593	2,451
サンワコムシス エンジニアリング㈱ (東京都品川区)	サンワコムシス エンジニアリング グループ	工事基地 事務所	335	64	767 (3)	79	1,246	920
㈱TOSYS (長野県長野市)	TOSYSグループ	工事基地 事務所	2,522	86	2,941 (130)	—	5,551	764
㈱つうけん (札幌市中央区)	つうけんグループ	工事基地 事務所	5,149	217	4,098 (737)	—	9,465	1,021
NDS㈱ (名古屋市中区)	NDSグループ	工事基地 事務所	6,354	203	7,395 (150)	1,063	15,017	1,080
㈱SYSEN (熊本市中央区)	SYSENグループ	工事基地 事務所	2,713	227	2,745 (140)	—	5,686	589
北陸電話工事㈱ (石川県金沢市)	北陸電話工事 グループ	工事基地 事務所	692	244	1,310 (87)	52	2,299	510
コムシス情報システム㈱ (東京都港区)	コムシス情報 システムグループ	工事基地 事務所	20	5	— (—)	2	28	431
コムシスシェアード サービス㈱ (東京都品川区)	その他	寮・社宅 事務所	1,744	17	808 (2)	—	2,570	121

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
日本コムシス(株) 神奈川テクノステーション (仮称) (横浜市都筑区)	日本コムシス グループ	工事事務所	11,429	7,493	自己資金	2022年1月	2026年5月	事業拠点最適化による 業務の効率化
藤木鉄工(株) 本店工場事務所棟 (新潟県北蒲原郡)	日本コムシス グループ	事務所	1,360	4	自己資金	2024年2月	2026年9月	老朽化による増改築
(株)TOSYS 飯田事業所 (長野県下伊那郡)	TOSYS グループ	工事事務所	1,070 (注)1	402	自己資金	2022年12月	2024年12月 (注)2	分散拠点集約による 業務の効率化

(注) 1 投資予定額の総額を900百万円から1,070百万円に変更しております。

2 完了予定年月を2024年7月から2024年12月に変更しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	580,000,000
計	580,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2024年6月27日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	133,000,000	133,000,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	133,000,000	133,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第12回新株予約権	
決議年月日	2015年8月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
新株予約権の数（個）※	55 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 5,500 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間※	2015年8月22日～2045年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,392 資本組入額 697
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2044年8月22日以降においては新株予約権行使することができるものとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権行使できるものとする。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、

残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

(注) 4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

4 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第13回新株予約権	
決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 43
新株予約権の数（個）※	130 [85] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 13,000 [8,500] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 1,928 (注) 4
新株予約権の行使期間※	2017年8月22日～2024年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,928 資本組入額 964
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。
- 2 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
- 3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{時価}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と

読み替えるものとする。

(3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

6 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第14回新株予約権	
決議年月日	2016年8月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
新株予約権の数（個）※	87 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 8,700 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間※	2016年8月24日～2046年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,705 資本組入額 853
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2045年8月24日以降においては新株予約権行使することができるものとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権行使できるものとする。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第15回新株予約権	
決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 35
新株予約権の数（個）※	280 (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 28,000 (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 1,923 (注) 4
新株予約権の行使期間※	2018年8月24日～2025年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,923 資本組入額 962
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している

2 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第16回新株予約権	
決議年月日	2017年8月4日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29
新株予約権の数（個）※	89 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 8,900 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間※	2017年8月24日～2047年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,046 資本組入額 1,023
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2046年8月24日以降においては新株予約権行使することができるものとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権行使できるものとする。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第17回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 40
新株予約権の数（個）※	920 [675] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 92,000 [67,500] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 2,404 (注) 4
新株予約権の行使期間※	2019年8月24日～2026年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,404 資本組入額 1,202
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。
- 2 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
- 3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）をそれぞれ調整する。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第18回新株予約権	
決議年月日	2018年8月3日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29
新株予約権の数（個）※	121 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 12,100 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間※	2018年8月23日～2048年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,542 資本組入額 1,271
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2046年8月24日以降においては新株予約権行使することができるものとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権行使できるものとする。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第19回新株予約権	
決議年月日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 41
新株予約権の数（個）※	3,014 [2,895] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 301,400 [289,500] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 2,939 (注) 4
新株予約権の行使期間※	2020年8月23日～2027年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,939 資本組入額 1,470
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{時価}}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 6 の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第20回新株予約権	
決議年月日	2019年8月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社完全子会社取締役 56
新株予約権の数（個）※	172 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 17,200 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 1
新株予約権の行使期間※	2019年8月23日～2049年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,537 資本組入額 1,269
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2046年8月24日以降においては新株予約権行使することができるものとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り本新株予約権行使できるものとする。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第21回新株予約権	
決議年月日	2019年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 9 当社子会社取締役 50 当社完全子会社執行役員 52
新株予約権の数（個）※	3,328 [3,099] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 332,800 [309,900] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 2,908 (注) 4
新株予約権の行使期間※	2021年8月23日～2028年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,908 資本組入額 1,454
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。
- 2 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
- 3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と

読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 6 の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第22回新株予約権	
決議年月日	2020年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 9 当社子会社取締役 51 当社完全子会社執行役員 57
新株予約権の数（個）※	5,370 [5,262] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 537,000 [526,200] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 3,328 (注) 4
新株予約権の行使期間※	2023年8月25日～2029年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,328 資本組入額 1,664
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。
- 2 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
- 3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と

読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 6 の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第23回新株予約権	
決議年月日	2021年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 42 当社完全子会社執行役員 64
新株予約権の数（個）※	5,240 (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 524,000 (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 3,210 (注) 4
新株予約権の行使期間※	2024年8月24日～2030年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,210 資本組入額 1,605
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第24回新株予約権	
決議年月日	2022年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 40 当社完全子会社執行役員 65
新株予約権の数（個）※	5,240 (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 524,000 (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり 2,641 (注) 4
新株予約権の行使期間※	2025年7月20日～2031年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,641 資本組入額 1,321
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第25回新株予約権	
決議年月日	2023年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 41 当社完全子会社執行役員 74
新株予約権の数（個）	5,490 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 549,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 2,931 (注) 3
新株予約権の行使期間	2026年7月19日～2032年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,931 資本組入額 1,466
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、(注) 2の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
- 2 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）をそれぞれ調整する。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）3（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

（注）5の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

5 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第26回新株予約権	
決議年月日	2024年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに当社子会社の取締役及び執行役員
新株予約権の数（個）	上限 6,000 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 上限 600,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	未定 (注) 4
新株予約権の行使期間	割当日の翌日から3年を経過した日より6年間とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 未定 資本組入額 (注) 5
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、(注) 2の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

2 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 新株予約権の引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を

控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

5 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4 (3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

（注）7の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

7 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年5月31日（注）	△8,000,000	133,000,000	—	10,000	—	10,000

(注) 2023年5月31日付で自己株式の消却を行い、発行済株式総数が8,000,000株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	71	34	275	307	8	14,156	14,851	—
所有株式数（単元）	—	538,785	55,523	72,259	331,728	54	328,753	1,327,102	289,800
所有株式数の割合 (%)	—	40.60	4.18	5.45	25.00	0.00	24.77	100.00	—

(注) 1 自己株式13,622,197株は、「個人その他」に136,221単元及び「単元未満株式の状況」に97株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ41単元及び49株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	29,957	25.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	13,173	11.03
NORTHERN TRUST C O. (AVFC) RE SILC HESTER INTERNATIO NAL INVESTORS INT ERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	50 BANK STREET CANA RY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	4,368	3.65
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	3,247	2.72
コムシスホールディングス従業員持株会	東京都品川区東五反田二丁目17番1号	2,283	1.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,157	1.80
NORTHERN TRUST C O. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENS ION FUNDS	50 BANK STREET CANA RY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,022	1.69
HSBC HONG KONG-TR EASURY SERVICES A /C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	1 QUEEN 'S ROAD CENT RAL, HONG KONG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,864	1.56
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	1,661	1.39
NORTHERN TRUST C O. (AVFC) RE NON T REATY CLIENTS ACC OUNT	50 BANK STREET CANA RY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,591	1.33
計	—	62,327	52.21

(注) 1 当社は、2024年3月31日現在自己株式13,622,197株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2 2023年5月1日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの共同保有者が2023年4月24日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	507	0.36
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,000	1.42
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	3,398	2.41
計	—	5,906	4.19

3 2023年5月19日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社及びその共同保有者が2023年5月12日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	256	0.18
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	△30	△0.02
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	13,095	9.29
計	—	13,321	9.45

4 2023年5月19日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、大和アセットマネジメント株式会社が2023年5月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	5,879	4.17
計	—	5,879	4.17

5 2024年2月1日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、シルチェスター・インターナショナル・インベスタートーズ・エルエルピーが2024年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスタートーズ・エルエルピー (SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTOR LLP)	英国ロンドン ダブリュー1 ジェイ 6ティーエル、ブルトン ストリート1、タイム アンド ライフ ビル5階	10,788	8.11
計	—	10,788	8.11

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,622,100 (相互保有株式) 普通株式 82,000	—	単元株式数は100株であります。 単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 119,006,100	1,190,061	—
単元未満株式	普通株式 289,800	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	133,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,190,061	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ4,100株(議決権41個)及び49株含まれております。

2 単元未満株式数には当社所有の自己株式97株が含まれております。

②【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) コムシスホールディングス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目17番1号	13,622,100	—	13,622,100	10.24
(相互保有株式) 九州電機工業株式会社	熊本県熊本市北区大窪二丁目8番22号	6,800	—	6,800	0.00
(相互保有株式) 株式会社サンレック	東京都板橋区成増一丁目30番13号	1,200	—	1,200	0.00
(相互保有株式) 株式会社ジンワ	埼玉県戸田市本町五丁目11番15号	2,200	—	2,200	0.00
(相互保有株式) 株式会社東海通信資材サービス	愛知県名古屋市中区千代田二丁目15-18	71,800	—	71,800	0.05
計	—	13,704,100	—	13,704,100	10.30

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会（2023年5月11日及び2023年11月9日）での決議状況（注） (取得期間2023年5月12日～2024年3月31日)	2,500,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,621,800	4,999,834,850
残存決議株式の総数及び価額の総額	878,200	165,150
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	35.12	0.00
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（%）	35.12	0.00

（注） 2023年11月9日開催の取締役会において、2023年5月11日開催の取締役会において決議いたしました自己株式の取得枠拡大に関して決議しております。

決議	取得期間	株式数 (株)	価額の総額 (円)
2023年5月11日取締役会	2023年5月12日～2024年3月31日	2,000,000	4,000,000,000
2023年11月9日取締役会	2023年5月12日～2024年3月31日	2,500,000	5,000,000,000

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会（2024年5月10日）での決議状況 (取得期間2024年5月13日～2025年3月31日)	1,500,000	3,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（%）	100.00	100.00

（注） 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含まれておりません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	1,298	3,924,672
当期間における取得自己株式	80	291,640

（注） 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	8,000,000	17,984,000,000	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使に伴う移転) (譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分) (単元未満株式の売渡請求による売渡)	193,600 28,354 118	445,146,700 64,080,040 370,564	74,600 — —	174,638,600 — —
保有自己株式数	13,622,197	—	13,547,677	—

(注) 当期間における自己株式数には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含まれておらず、

### 3 【配当政策】

当社は、資本効率の向上と健全な財務状況の維持を両立しつつ、充実した株主還元として累進配当を継続しております。

毎事業年度における配当の回数は中間配当金及び期末配当金の年2回としており、それぞれの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会であります。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の1株当たりの配当金については、上記方針に基づき、5円増配し、年間105円（中間配当50円、期末配当55円）となりました。加えて、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、当事業年度中に自己株式の取得（162万株、49億9千万円）を実施いたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2023年11月9日 取締役会決議	6,009	50.00
2024年6月27日 定時株主総会決議	6,565	55.00

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コムシスグループは、企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識し、その充実に努めることにより、各ステークホルダーから信頼・評価される眞の実力を備えた会社を目指すこととしております。

そのためには、会社経営の透明性・健全性の確立が不可欠であり、適切な情報開示、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化及びコムシスグループの行動規範の徹底、内部統制の強化、事業活動に基づく社会への貢献について一層の定着を図っていく考えであります。

#### ② 企業統治の体制

##### イ 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、株主総会、取締役会、監査等委員会などから構成されております。監査等委員会設置会社の特徴である取締役会の監督機能の強化と迅速な意思決定を行う体制整備を進め、さらなる企業価値向上を目指しております。

当社取締役会は、当社事業に精通する取締役と独立した立場で経営監視を行う社外取締役で構成され、経営効率を高めるとともに、監査等委員による監査機能の充実を図ることにより、経営の健全性の維持強化に努めています。また、当社は定款の定め及び取締役会の決議により、重要な業務執行の決定を取締役に委任しております。これにより、迅速な意思決定と機動的な業務執行が可能となるとともに、取締役会は業務執行に対する監督に専念できる体制としております。

取締役会は5名の取締役及び社外取締役を含む監査等委員である取締役5名（2024年6月27日現在）により構成され、取締役会規則に基づき定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行者に対する監督を行っております。なお、取締役会構成員の氏名については「(2) 役員の状況」に記載しております。

取締役会の決定に基づく業務執行状況については、四半期毎に担当取締役が取締役会に報告しております。また、各業務執行取締役の指揮のもと、担当業務別に効率的な業務運営を行っております。

監査等委員ではない取締役、理事及び常勤の監査等委員である取締役で構成されている経営会議は原則月1回開催され、業務執行に関する重要な意思決定事項について審議及び決議を行っております。経営会議には必要に応じて各組織長等がオブザーバーとして出席し、意思決定内容を的確に把握できるようにしております。

監査等委員会は、社外取締役4名を含む5名により構成され、取締役会開催に先立ち定期的に開催されるほか、必要に応じて隨時開催し、業務執行者とは独立した客観的立場で取締役の職務執行及び業務全般を監査・監督しております。

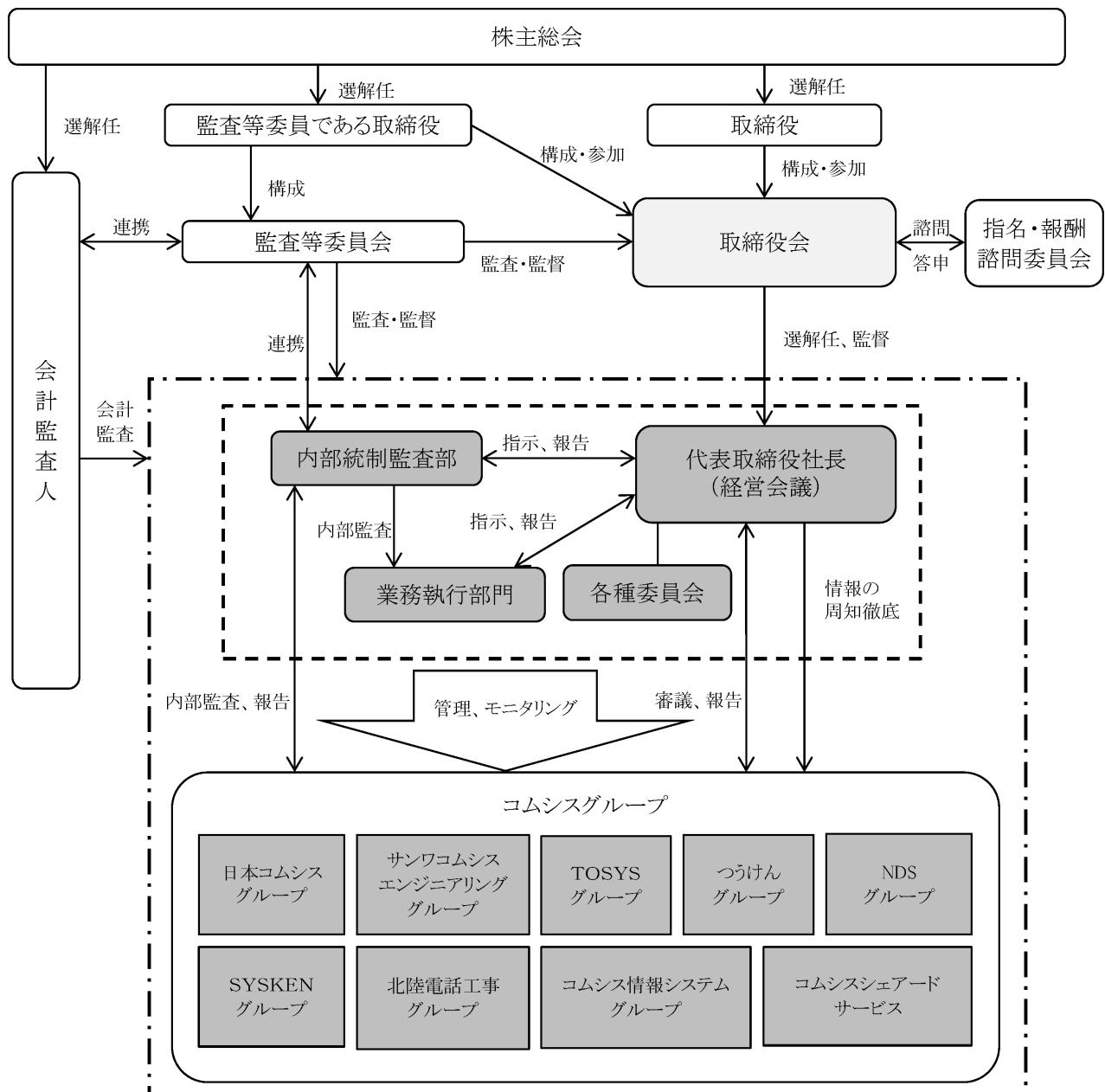
監査等委員会の活動を補助し監査の円滑な遂行を支援するために、監査等委員会室を設置しております。監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会室長1名及びスタッフ1名を配置しております。

また、当社は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外取締役を含めた指名・報酬諮問委員会を設置し、指名・報酬などの特に重要な事項の検討に当たり社外取締役の適切な関与・助言を得ております。指名・報酬諮問委員会の構成員は以下のとおりであります。

	役職名	氏名
委員長	取締役会長	加賀谷 卓
委員	代表取締役社長	田辺 博
委員	社外取締役（監査等委員）	中戸川 健一
委員	社外取締役（監査等委員）	浅井 宏行
委員	社外取締役（監査等委員）	市川 恵子
委員	社外取締役（監査等委員）	平野 正弥

（2024年6月27日現在）

コムシスグループの業務執行体制、経営監視及び内部統制を図式化すると概ね次のとおりとなります。



(2024年6月27日現在)

## ハ その他の企業統治に関する事項

## 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定により、2006年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしました。

また2015年4月の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正に合わせ、基本方針の内容の一部改定を決議し、2017年6月の取締役会においては、監査等委員会設置会社への移行に対応するため、基本方針の内容の一部改定を決議しております。以降は、社内外の環境変化等に応じて見直しを実施し、直近では2022年6月29日の取締役会において一部改訂を決議しております。

当該基本方針に基づき、次のとおり取り組んでおります。

## ○コンプライアンス体制

当社は、コムシスグループ全体で共有する「コンプライアンス・プログラム」を制定し、その枠組みの中で「コンプライアンス行動指針」を定め、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、社長を委員長とし、当社及び統括事業会社から選出された委員と全監査等委員により構成され、コムシスグループのコンプライアンス全体を統括し、その審議を通じてコムシスグループのコンプライアンス・マインドの向上、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。コムシスグループ各社においても、同様の委員会等を設置し、各社における教育、研修により、それぞれの企業理念や行動指針の一層の浸透を図り、コンプライアンス体制の強化に努めております。

## ○リスク管理体制

当社は、激しく変化する事業環境の中で、企業価値の向上を図るために、当社を取り巻くさまざまなリスクを適切に管理することが重要であると認識しております。事業に重大な影響を与えるリスクに対応するため、リスクマネジメント体制を強化しております。

当社は、2006年8月に「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づき「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、当社及び統括事業会社から選出された委員と全監査等委員により構成され、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を策定し、コムシスグループ各社を含めたリスクマネジメントを推進しております。

コムシスグループ各社においても、同様の委員会等を設置し、それぞれの事業リスクに応じて必要な対応を行い、存在するリスクの最小化に努める取り組みを進めております。

また、ISO、COH SMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）、OHSAS（労働安全衛生マネジメントシステム）、プライバシーマーク等の各マネジメントシステムについて、コムシスグループ各社の業務に適合させ、認証を取得、維持・運用することにより、各社の業務リスクへの対応を行っております。

## ○情報管理体制

取締役会、経営会議等の議事録並びに報告書その他取締役の業務執行に係る重要な文書・記録等については、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び管理しております。

また、業務の効率化や業務執行の効率化を図るため、情報セキュリティを確保した上で、さまざまな情報システムを導入し、最新の経営情報を共有できる仕組みの構築に取り組んでおります。

## ○グループ会社の管理体制

当社は、コムシスグループの主要な子会社である統括事業会社に対し、「コムシスグループ会社運営基準」に基づき、経営管理を行っております。また、統括事業会社は、統括事業会社が直接出資する子会社の経営を管理し、当社は統括事業会社が行う経営管理について、必要に応じて指導・助言を行うグループ運営体制としております。

コムシスグループ内の重要な意思決定事項については、「コムシスグループ会社運営基準」に基づき、子会社が行う重要な業務執行について、当社の経営会議及び取締役会において審議・報告するなど、当社への審議・報告制度を軸とした管理とモニタリングを実施する体制をとっております。

当社は、コムシスグループ全体を対象とする内部通報窓口を社内及び社外（法律事務所）に設置し、コムシスグループの使用人等からの通報による法令に違反する恐れのある事実等の報告を把握するとともに、公益通報者保護法に基づき通報者が不利益を被ることのない体制を整備し、未然防止に取り組んでおります。

コムシスグループにおける業務の適正を確保するため、当社に設置したサステナビリティ委員会、リスク・コンプライアンス委員会等の各種委員会は、統括事業会社の取締役等が委員として参画しその方針がコムシスグループ各社に浸透するよう努め、グループ各社の情報の共有化を図っております。

また、当社は「コムシスグループ経営理念」のもと「コムシスグループ行動規範」を定め、グループ一体で健全・適正な事業運営を行うとともに、適宜、統括事業会社を通じてグループ各社へ経営方針・施策等の周知徹底を図っております。また、必要に応じてコムシスグループ社長会を開催し、グループ全体での情報共有を図っております。

## ○反社会的勢力を排除するための体制

コムシスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、企業としての社会的責任を果たすよう、一切の関係を遮断しております。また、関係を強要された時は、毅然とした態度で臨み、弁護士、警察等と連携しながら組織的に対応する体制を整備しております。

## ニ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。その被保険者の範囲は当社の取締役並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が役員として行う業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意、違法な私的利得供与、犯罪行為等に起因する損害については、填補の対象としないこととしております。

## ホ 責任限定契約の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第32条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものであります。

### ③ 取締役に関する事項

#### イ 取締役の員数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨を定款で定めております。

#### ロ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行うこと及び取締役の選任決議については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

### ④ 株主総会決議に関する事項

#### イ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

- i 当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。
- ii 当社は、取締役の責任免除について、取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。
- iii 当社は、株主への安定的・継続的な利益還元ができるよう、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、剩余金の配当（中間配当金）をすることができる旨を定款で定めております。

#### ロ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑤ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を10回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長（議長）	加賀谷 卓（注）1	10	10
代表取締役副社長	田辺 博（注）1、2	7	7
取締役	野池 秀幸	10	10
取締役	打出 邦彦	10	10
取締役	真下 徹（注）2	7	7
取締役	佐藤 謙一（注）3	3	3
取締役	大村 佳久（注）3	3	3
取締役	玉村 知史（注）3	3	3
取締役	尾崎 秀彦（注）3	3	3
取締役	北口 隆也（注）3	3	3
取締役（常勤監査等委員）	安永 敦	10	10
社外取締役（監査等委員）	中戸川 健一	10	8
社外取締役（監査等委員）	浅井 宏行	10	10
社外取締役（監査等委員）	市川 恭子（注）2	7	7
社外取締役（監査等委員）	平野 正弥（注）2	7	7
社外取締役（監査等委員）	宮下 正彦（注）3	3	3
社外取締役（監査等委員）	川名 浩一（注）3	3	3
社外取締役（監査等委員）	山本 英生（注）3	3	3

（注）1 2024年4月1日付で、加賀谷卓氏は代表取締役社長から取締役会長に就任し、田辺博氏は代表取締役副社長から代表取締役社長に就任しております。

- 田辺博、真下徹、市川恭子及び平野正弥の4氏は、2023年6月29日開催の定時株主総会において新たに取締役に選任され就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
- 佐藤謙一、大村佳久、玉村知史、尾崎秀彦、北口隆也、宮下正彦、川名浩一及び山本英生の8氏は、2023年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任するまでに開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における主要な検討内容は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項、法令及び定款に定められた事項等であり、主な議案・報告件数は次のとおりです。

	決議事項	報告事項	合計
経営方針・ガバナンスに関する事項	6件	9件	15件
決算・配当・財務に関する事項	17件	6件	23件
内部統制・リスク管理・コンプライアンスに関する事項	3件	1件	4件
人事・指名・報酬に関する事項	19件	4件	23件
その他の案件	－	－	－
合計	45件	20件	65件

⑥ 指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬諮問委員会を3回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長（委員長）	加賀谷 卓（注）1	3	3
代表取締役副社長	田辺 博（注）1、2	2	2
社外取締役（監査等委員）	中戸川 健一（注）2	2	2
社外取締役（監査等委員）	浅井 宏行	3	3
社外取締役（監査等委員）	市川 恭子（注）2	2	2
社外取締役（監査等委員）	平野 正弥（注）2	2	2
社外取締役（監査等委員）	宮下 正彦（注）3	1	1

- (注) 1 2024年4月1日付で、加賀谷卓氏は代表取締役社長から取締役会長に就任し、田辺博氏は代表取締役副社長から代表取締役社長に就任しております。
- 2 田辺博、中戸川健一、市川恭子、平野正弥の4氏は、2023年6月29日開催の取締役会において委員に選定され就任したため、就任後に開催された指名・報酬諮問委員会の出席状況を記載しております。
- 3 宮下正彦氏の出席状況については、2023年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任するまでに開催された指名・報酬諮問委員会の出席状況を記載しております。

指名・報酬諮問委員会における具体的な検討内容は、役員人事に関する答申案、取締役の報酬に関する答申案及び指名・報酬諮問委員会委員長選定についてであります。役員人事に関する答申案としては、当社の取締役の選任、当社の代表取締役・役付取締役の選任及び統括事業会社の代表取締役社長の選任についてであり、また取締役の報酬に関する答申案としては、取締役の報酬体系及び総額の妥当性についてであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 会長	加賀谷 卓	1957年3月12日生	2008年6月 東日本電信電話株式会社取締役千葉支 店長 2012年6月 同社常務取締役東京支店長 2014年7月 同社常務取締役東京事業部長 2015年6月 日本コムシス株式会社取締役副社長 2015年6月 当社取締役 2016年6月 日本コムシス株式会社代表取締役社長 2016年6月 当社代表取締役 2017年6月 当社代表取締役社長 2023年4月 日本コムシス株式会社取締役会長（現 任） 2024年4月 当社取締役会長（現任）	(注) 2	527
代表取締役 社長	田辺 博	1962年6月2日生	2015年6月 東日本電信電話株式会社取締役ネット ワーク事業推進本部サービス運営部長 兼同事業推進本部エンジニアリング部 長 2018年6月 同社常務取締役ネットワーク事業推進 本部長 2020年6月 同社代表取締役副社長デジタル革新本 部長 2022年6月 当社理事 2022年6月 日本コムシス株式会社代表取締役副社 長 2023年4月 同社代表取締役社長（現任） 2023年6月 当社代表取締役副社長 2024年4月 当社代表取締役社長（現任） <他の会社の代表状況> 2023年4月 日本コムシス株式会社代表取締役社長	(注) 2	203
取締役	野池 秀幸	1964年2月26日生	2014年7月 東日本電信電話株式会社北海道事業部 長兼北海道支店長 2016年6月 同社取締役北海道事業部長兼北海道支 店長 2017年6月 同社取締役東京事業部長 2019年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行 役員経営企画部長 2019年6月 当社経営企画部長 2020年6月 当社取締役経営企画部長 2021年6月 当社取締役 2023年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行 役員N T T事業本部長兼ドコモ事業本 部長 2023年6月 当社取締役 事業戦略担当（キャリア ビジネス）（現任） 2024年4月 日本コムシス株式会社取締役常務執行 役員通信基盤EX事業本部長 2024年6月 日本コムシス株式会社取締役専務執行 役員通信基盤EX事業本部長（現任）	(注) 2	116

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	打出 邦彦	1961年4月7日生	<p>2009年10月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社S E部ビジネス推進部門長</p> <p>2012年10月 同社第三営業本部副本部長</p> <p>2014年6月 エヌ・ティ・ティ・ワールドエンジニアリングマリン株式会社代表取締役社長</p> <p>2017年7月 日本コムシス株式会社執行役員 I Tビジネス事業本部副本部長</p> <p>2018年6月 同社取締役執行役員 I T ビジネス事業本部長</p> <p>2020年6月 同社取締役常務執行役員 I T ビジネス事業本部長（現任）</p> <p>2020年6月 当社取締役</p> <p>2020年12月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社専務取締役</p> <p>2023年6月 コムシス情報システム株式会社代表取締役</p> <p>2023年6月 当社取締役 事業戦略担当（ノンキャリアビジネス）</p> <p>2024年4月 コムシス情報システム株式会社代表取締役社長（現任）</p> <p>2024年6月 当社取締役 事業戦略担当（ITソリューション事業、社会システム関連事業）（現任）</p> <p>＜他の会社の代表状況＞</p> <p>2024年4月 コムシス情報システム株式会社代表取締役社長</p>	(注) 2	105
取締役 財務部長 兼 事業拡大推進室長	真下 徹	1965年2月1日生	<p>2013年7月 東日本電信電話株式会社東京支店企画部長</p> <p>2017年7月 同社相互接続推進部長</p> <p>2021年7月 同社ビジネス開発本部キャリアビジネスプロデュースP T長</p> <p>2022年7月 当社理事経営企画部長</p> <p>2022年7月 日本コムシス株式会社執行役員経営企画部長</p> <p>2023年6月 同社取締役執行役員経営企画部長</p> <p>2023年6月 当社取締役財務部長兼経営企画部長兼事業拡大推進室長 会社運営担当（財務、コーポレート）</p> <p>2024年6月 日本コムシス株式会社取締役執行役員（現任）</p> <p>2024年6月 当社取締役財務部長兼事業拡大推進室長 会社運営担当（現任）</p>	(注) 2	34
取締役 (常勤監査等委員)	安永 敦	1962年5月21日生	<p>1986年4月 日本通信建設株式会社（現 日本コムシス株式会社）入社</p> <p>2007年4月 日本コムシス株式会社九州支店業務部長</p> <p>2013年4月 同社人材育成部人事部長</p> <p>2017年7月 同社執行役員</p> <p>2017年7月 株式会社カンドー取締役事業統括部長</p> <p>2020年6月 日本コムシス株式会社監査役（現任）</p> <p>2020年6月 当社監査等委員会室長</p> <p>2021年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）</p>	(注) 3	57

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	中戸川 健一	1951年7月3日生	1974年4月 東京都主税局入所 1976年4月 新和監査法人（現 有限責任あづさ監査法人）入所 1979年8月 公認会計士登録 1979年11月 税理士登録 1981年1月 中戸川公認会計士事務所所長（現任） 2013年11月 富士クラスタ株式会社社外監査役（現任） 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	浅井 宏行	1958年2月5日生	1980年4月 住友金属鉱山株式会社入社 2008年10月 同社機能性材料事業部青梅事業所長 2012年6月 同社執行役員人事部長 2015年10月 同社執行役員人材開発部長 2017年6月 同社常務執行役員広報IR部長 2018年6月 同社取締役常務執行役員経営企画部長 2019年6月 同社取締役専務執行役員経営企画部長 2020年6月 同社顧問（現任） 2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	市川 恒子	1972年1月30日生	1995年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1999年4月 公認会計士登録 2003年7月 税理士法人エー・ティー・オ一財産相談室入所 2003年9月 税理士登録 2011年4月 市川公認会計士事務所所長（現任） 2012年1月 東陽監査法人入所 2021年7月 みづは監査法人代表社員（現任） 2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	平野 正弥	1972年12月24日生	1995年4月 東京電力株式会社入社 1999年4月 東京弁護士会登録 1999年4月 TMI 総合法律事務所入所 2005年3月 ニューヨーク州弁護士資格取得 2006年7月 TMI 総合法律事務所弁護士（現任） 2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	—
計					1,046

(注) 1 取締役 中戸川健一氏、浅井宏行氏、市川恒子氏及び平野正弥氏は、社外取締役であります。

2 2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

3 2023年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

## ② 社外取締役

当社の社外取締役は4名であり、4名全員が監査等委員であります。

以下に示すとおり、当社の社外取締役である中戸川健一氏、浅井宏行氏、市川恒子氏、平野正弥氏本人と当社との間に、独立性を損なうような人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

同時に当社は、社外役員の独立性に関する事項に該当する全ての社外役員を独立役員として届け出ることを方針として定めていることから、4名全員が一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

さらに、社外取締役の経験各社とコムシスグループとの間に、独立性を損なうような人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役を選任するにあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対して助言、監督できる以下のいずれかの経験・資質を持つ人材を重視しております。

- ① 他社の役員・経営幹部の経験があり、会社経営に精通している者
- ② 法令、財務・会計、税務等のいずれかの専門的知見を有している者

社外取締役の各氏は、企業経営に関する豊富な経験、公認会計士や税理士としての財務・会計、税務に関する高い専門的知見と見識、弁護士としての法令に関する高い専門的知見と見識を有しており、多角的視点での適切な助言・提言をいただいております。また、客観的立場から監査・監督を遂行していただけるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断しております。

また、監査等委員である社外取締役は監査等委員会において、内部監査や会計監査の実地監査に立ち会った監査等委員から、それら監査の状況や結果等の報告を受けるとともに、必要に応じて内部統制監査部と直接意見交換を行い、会計監査人とも定期的なミーティングを開催し意見交換を行うなど、緊密な連携体制を整備しております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、社外取締役4名を含む5名により構成されております。監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員1名を選定しており、経営会議、社内の重要会議及び委員会に定例メンバーとして出席し、業務執行状況について隨時確認し意見を述べる体制を整備しております。なお、監査等委員である中戸川健一及び市川恭子の両氏は公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する高度な専門的知見を有しております。

監査等委員会は、取締役会開催に先立ち定期的に開催されるほか、必要に応じて隨時開催されます。当事業年度は合計12回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
取締役（常勤監査等委員）	安永 敦	12	12
社外取締役（監査等委員）	中戸川 健一	12	10
社外取締役（監査等委員）	浅井 宏行	12	12
社外取締役（監査等委員）	市川 恭子 (注) 1	8	8
社外取締役（監査等委員）	平野 正弥 (注) 1	8	8
社外取締役（監査等委員）	宮下 正彦 (注) 2	4	4
社外取締役（監査等委員）	川名 浩一 (注) 2	4	4
社外取締役（監査等委員）	山本 英生 (注) 2	4	4

(注) 1 市川恭子及び平野正弥の両氏は、2023年6月29日開催の定時株主総会において新たに取締役に選任され就任したため、就任後に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

2 宮下正彦、川名浩一及び山本英生の3氏は、2023年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任するまでに開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

監査等委員会における具体的な協議及び検討事項は次のとおりです。

- ・監査等委員会の監査方針及び監査計画
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案についての意見決定
- ・監査等委員である取締役選任議案に関する同意
- ・監査報告書の作成
- ・常勤の監査等委員である取締役及び特定監査等委員である取締役の選定
- ・会計監査人の選任議案に関する決定及び監査報酬に関する同意
- ・会計監査人の監査計画及びレビュー・監査結果
- ・経営会議付議事項
- ・財務報告に係る内部統制評価 等

各監査等委員は取締役会やリスク・コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席、各事業本部等へのヒアリング及び事業所実査や経営層との意見交換などを通じて、監査等委員会として取締役及び執行役員の職務執行全般に関する監査を行っています。これに加えて、常勤の監査等委員は、経営会議及びサステナビリティ委員会等の重要な会議への出席、社長決裁などの重要書類の閲覧、各統括事業会社からの報告受領（訴訟、不正不祥事、内部通報その他）を行うとともに、監査計画に従い、会計監査人等に同行し、会計監査や内部監査の実地監査に立ち会っております。

監査等委員会規則に基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、コムシスグループの取締役及び使用人は監査等委員に報告することとしております。監査等委員が必要と判断したときは、コムシスグループの取締役及び使用人に対して、前記の報告やその他必要な報告を求めることができる体制を確保しております。さらに、業務執行の課題等について社長に直接意見具申する場として、別途、定例的なミーティングを年2回開催しております。

監査等委員会として会計監査人や内部統制監査部と緊密な連携を図ることにより、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを常に監視できる体制を築くとともに、コムシスグループ主要会社の監査役と定例的会議を開催し、情報の共有、意見交換を行うなどコムシスグループ間での連携を密にして監査の実効性を確保しております。当事業年度は、5回開催しております。

## ② 内部監査の状況

当社の内部監査の組織は、内部統制監査部の内部組織として内部監査室及び内部統制室を設置し、それぞれ要員21名及び4名（2024年6月27日現在）の体制としております。

内部監査室は内部監査方針及び内部監査計画を策定し、コムシスグループ各社に対する内部監査を実施しております。業務遂行の適法性・妥当性等を確保し、経営上の各種リスクの最小化と企業品質向上への寄与に努めております。内部統制室は財務報告に係る内部統制の運用方針を策定し、コムシスグループ各社への内部統制の定着化の指導や有効性評価を実施しております。

内部監査の実効性を確保するための取り組みとして、内部統制監査部が取締役会並びに監査等委員会に直接報告を行う仕組みはありませんが、監査等委員ではない取締役、理事及び常勤の監査等委員で構成されている経営会議において直接報告を行っております。また監査等委員会において、実地監査に立ち会っている常勤の監査等委員から報告を行っております。

## ③ 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査において、会計監査人に仰星監査法人を選任し、経営情報を正しく提供するなど、公正不偏な会計監査を受けております。当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

### イ 監査法人の名称

仰星監査法人

### ロ 繼続監査期間

2012年3月期以降

### ハ 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 中川 隆之 氏

公認会計士 宮島 章 氏

公認会計士 増田 和年 氏

### ニ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 16名 その他 11名

### ホ 監査法人の選定方針と理由

監査の対応方針を含む監査の実施方針による適正かつ適切な監査活動が実施され、独立性の保持を含む品質管理体制に加え、当社グループの事業内容、業態等を踏まえた監査業務・専門性・適切なコミュニケーション等を総合的に勘案し適任と判断いたしました。

（会計監査人の解任又は不再任の決定の方針）

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### ヘ 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人の評価に際して、総合的監査能力、組織及び体制、監査遂行状況及び品質管理、独立性、業務執行側の評価、監査費用、監査実績を考慮すべき事項として基準を設けております。当連結会計年度における評価を当該基準に当てはめて行った結果、評価基準を満たしておりました。

④ 監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく 報酬（百万円）	非監査業務に基づく 報酬（百万円）	監査証明業務に基づく 報酬（百万円）	非監査業務に基づく 報酬（百万円）
提出会社	82	—	92	—
連結子会社	47	—	47	1
計	130	—	140	1

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務デューデリジェンスに係る業務についての対価を支払っております。

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イを除く）  
該当事項はありません。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

会計監査人より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間数等の妥当性を勘案した上で決定しております。

ホ 監査等委員会による監査報酬の同意理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容に基づいた役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、以下のとおりであります。

イ 報酬等の決定の基本方針

報酬等の決定にあたっては、次の事項を基本方針といたします。

- ・持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- ・企業理念を実践する優秀な人材を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として登用できる報酬とする。

ロ 報酬等の体系および内容

報酬等の種別	項目	内容			
固定報酬	基本報酬	当社で役位別に定められた基本額と兼職する統括事業会社の職務に応じて算定される職務報酬からの体系となっており、当社役位別支給分と統括事業会社支給分を分け、固定額を現金報酬として支給することとしております。			
業績連動報酬	賞与	<p>基本報酬に所定の業績評価を加味した指数を乗じて算出し、現金報酬として賞与を支給することとしております。</p> <p>業績評価指数は、当社として重要な指標であると認識している連結売上高、連結営業利益の対前期および対計画達成度により決定しておりますが、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が兼職する統括事業会社における売上高、営業利益の対前期および対計画達成度という定量評価かつ定性評価を加味したものとしております。</p> <p>最近事業年度における指標の達成度は以下のとおりです。</p>			
		(単位：百万円)			
		実績	前期（達成度）	期首計画（達成度）	
		連結売上高	571,186	563,295 (101.4%)	570,000 (100.2%)
		連結営業利益	39,221	32,104 (122.2%)	34,000 (115.4%)
非金銭報酬 (長期インセンティブ型報酬)	譲渡制限付株式報酬	事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度を取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」）に導入し、各対象取締役の基本報酬に応じて権利付与株数を決定しております。対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、各対象取締役の当社及び統括事業会社における職務に応じて、当社が負担する報酬割合を決定しております。			
		通常型ストップオプション			
		権利行使価額を発行時の時価以上とする通常型ストップオプション制度を対象取締役に導入し、各対象取締役の基本報酬に応じて権利付与株数を決定しております。当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、各対象取締役の当社及び統括事業会社における職務に応じて、当社が負担する報酬割合を決定しております。			

#### ハ 役位に応じた個人別の報酬等の種類ごとの割合の目安

役 位	固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (長期インセンティブ型報酬)
代表取締役社長	50%	20%	30%
取締役 (監査等委員を除く)	60%	20%	20%

#### ニ 報酬等の内容の決定方法

報酬等の内容の決定については、株主総会にて承認されている限度額の範囲内で取締役会において決議するものといたします。

なお、2023年6月29日に開催した第203回取締役会において、当事業年度における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（基本報酬）に関する決定権限を代表取締役社長 加賀谷卓（2023年6月29日当時）に一任しております。また、2024年6月27日に開催した第212回取締役会において、当事業年度における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬（賞与）の支給についての決定権限を代表取締役社長 田辺博に一任しております。

これらの権限を委任した理由は、当社の代表取締役としてグループ全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務についての評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

非金銭報酬（長期インセンティブ型報酬）の割当数は取締役会において決議するものとしております。

#### ホ 当事業年度における報酬等の額の決定過程における取締役会および指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度の報酬等の額の決定過程における指名・報酬諮問委員会の活動内容は以下のとおりです。

2023年4月21日 第18回指名・報酬諮問委員会

- 取締役報酬の基本方針及び2023年度の役員報酬について

当事業年度の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容は以下のとおりです。

2023年6月29日 第203回取締役会

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件
- 譲渡制限付株式報酬の支給及び開示の件
- 通常型ストックオプションとしての第25回新株予約権の発行及び開示の件

2024年6月27日 第212回取締役会

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件

#### ヘ 報酬等に関する株主総会決議内容

2017年6月29日開催の第14回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額について年額400百万円以内と決議しております。また、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において、対象取締役に対して、当該報酬限度の枠内で、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬限度額を年額100百万円以内、年40,000株以内と決議しております。また、通常型ストックオプションにつきまして、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて、株主総会において決議しております。（2020年6月26日開催第17回定時株主総会、2021年6月29日開催第18回定時株主総会、2022年6月29日開催第19回定時株主総会、2023年6月29日開催第20回定時株主総会）

#### ト 当該事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会もその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役について、以下のとおりあります。

イ 報酬等の決定の基本方針

報酬等の決定にあたっては、次の事項を基本方針といたします。

- ・監査業務や業務執行の監督等の職務遂行が可能な人材を登用できる報酬とする。
- ・経営の意思決定・経営判断に参加することに加えて、その妥当性も監視・監督が可能な人材を登用できる報酬とする。

ロ 報酬等の体系

監査等委員である取締役の職務の適正性を確保する観点から固定的な報酬である「基本報酬」のみを原則といたします。

ハ 報酬等の額の決定方法

報酬等の額は、株主総会にて承認されている限度額の範囲内で、監査等委員会において協議の上、決議するものといたします。

ニ 当事業年度における報酬等の額の決定過程における監査等委員会の活動状況

当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における監査等委員会の活動内容は以下のとおりです。

2023年6月29日 第66回監査等委員会

- ・監査等委員の報酬額の協議に関する件

ホ 報酬等に関する株主総会決議内容

2017年6月29日開催の第14回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額について年額80百万円以内と決議しております。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (長期インセン ティブ型報酬)	
取締役 (監査等委員及び社外取締役 を除く。)	135	65	20	48	12
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	15	15	-	-	1
社外役員	35	35	-	-	7

(注) 固定報酬 (基本報酬) 及び業績連動報酬 (賞与) に含まれる非金銭報酬等はありません。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## (5) 【株式の保有状況】

### ① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的とは専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合を言うと考えております。

### ② 提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

#### イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

##### a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社及び当社グループは中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断した株式を保有いたします。

政策保有目的で保有する株式については、毎年、取締役会において、個別銘柄毎に取引関係強化等の観点から保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証します。検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ります。

なお、当連結会計年度におきましては2024年3月28日開催の第209回取締役会において2023年12月末時点で保有する株式について上記検証を行い、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄について縮減・売却を進める方針を決議しております。

##### b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

##### c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

#### ロ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

### ③ 日本コムシス株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資会社の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である日本コムシス株式会社については以下のとおりであります。

#### イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

##### a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

日本コムシス株式会社は当社グループ会社として中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断した株式を保有いたします。

政策保有目的で保有する株式については、個別銘柄毎に取引関係強化等の観点から保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証し、完全親会社である当社へと報告しております。なお、当社取締役会における検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ることとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	23	458
非上場株式以外の株式	12	12,252

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が変動した銘柄を含めておりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	6
非上場株式以外の株式	—	—

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が変動した銘柄を含めておりません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友不動産㈱	873,000	873,000	社会システム関連事業において、分譲マンションにおける共同事業等での継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	5,060	2,603		
(株)インターネットイニシアティブ	1,069,600	1,069,600	ITソリューション事業において、主にネットワーク関連事業での継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	無
	3,033	2,939		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）		
戸田建設(株)	1,892,000	1,892,000	社会システム関連事業において、主に再生可能エネルギー事業等での継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	1,934	1,307		
日比谷総合設備(株)	200,000	200,000	社会システム関連事業において、主に電気・空調工事等での継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	595	432		
京浜急行電鉄(株)	326,000	326,000	社会システム関連事業において、品川再開発関連の取引の拡大を図ることを目的に保有しておりましたが、影響がないことを判断いたしましたので売却する方針を決定しております。	無
	454	410		
J E S C O ホールディングス(株)	400,000	400,000	通信キャリア事業における重要な取引先であり、工事体制の維持及び将来の戦略的連携の推進を目的に保有しております。	無
	377	201		
日本電信電話(株)	1,628,000	65,120	通信キャリア事業における重要な取引先であり、長期的・安定的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。2023年7月1日付で25分割とする株式分割を行っているため、株式数が増加しております。	無
	292	258		
株安藤・間	160,500	160,500	社会システム関連事業において、継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	190	137		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）		
大豊建設㈱	40,833	40,833	社会システム関連事業において、主に建築工事等での継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	139	150		
エクシオグループ㈱	75,717	75,717	通信キャリア事業等における効率的な施工のための連携等を目的に保有しておりますが、連携に必要な最小限を残し、一部売却する方針を決定しております。	無
	122	181		
㈱ナカヨ	36,200	36,200	ITソリューション事業において、継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	41	43		
㈱ミライト・ワン	5,000	5,000	通信キャリア事業等における効率的な施工のための連携等を目的に保有しております。	有
	9	8		

(注) 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、保有の合理性は、当社の資本コストから算出した株式の年間保有コストに対し、株式を保有することにより生じる取引で見込める年間利益、株式の年間配当及び年換算をした株式のキャピタルゲインの合算額が上回っているか、判定を行い検証しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）		
日本電信電話株	10,300,000	412,000	通信キャリア事業における重要な取引先であり、長期的・安定的な取引関係の維持、強化を目的に、退職給付信託として保有しております。2023年7月1日付で25分割とする株式分割を行っているため、株式数が増加しております。	無
	1,851	1,632		
株三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,010,580	1,010,580	金融機関として取引の円滑化を図ることを目的に、退職給付信託として保有しております。	無
	1,573	856		
日比谷総合設備株	430,000	430,000	社会システム関連事業において、主に電気・空調工事等での継続的な取引関係の維持、強化を目的に、退職給付信託として保有しております。	有
	1,279	930		
KDDI株	136,800	136,800	通信キャリア事業における重要な取引先であり、長期的・安定的な取引関係の維持、強化を目的に、退職給付信託として保有しております。	無
	613	559		
株NTTデータ	150,000	150,000	ITソリューション事業において、長期的・安定的な取引関係の維持、強化を目的に、退職給付信託として保有しております。	無
	364	259		
株みずほフィナンシャルグループ	8,800	8,800	金融機関として取引の円滑化を図ることを目的に、退職給付信託として保有しております。	無
	26	16		
NECネットエスアイ株	7,200	7,200	ITソリューション事業において、継続的な取引関係の維持、強化を目的に、退職給付信託として保有しております。	無
	18	11		

(注) 1 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

2 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、退職給付信託として保有する株式の経済合理性の検証は、配当の状況等を踏まえて実施しております。

□ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ N D S 株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資会社の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最大保有会社の次に大きい会社N D S 株式会社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

N D S 株式会社は当社グループ会社として中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られるとして判断した株式を保有いたします。

政策保有目的で保有する株式については、個別銘柄毎に取引関係強化等の観点から保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証し、完全親会社である当社へと報告しております。なお、当社取締役会における検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ることとしております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	20	206
非上場株式以外の株式	15	7, 965

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が変動した銘柄を含めておりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が変動した銘柄を含めておりません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）		
株アイチコーポレーション	2,072,259	2,072,259	通信キャリア事業及び社会システム関連事業において、工事車両等の安定的な調達を目的に保有しております。	有
	2,233	1,649		
日比谷総合設備株	435,850	435,850	社会システム関連事業において、主に電気・空調工事等での継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	1,296	942		
日本電信電話株	5,630,400	225,216	通信キャリア事業における重要な取引先であり、長期的・安定的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。2023年7月1日付で25分割とする株式分割を行っているため、株式数が増加しております。	無
	1,012	892		
矢作建設工業株	403,565	403,565	社会システム関連事業において、取引の拡大を図ることを目的に保有しております。	有
	627	333		
エクシオグループ株	174,244	174,244	通信キャリア事業等における効率的な施工のための連携等を目的に保有しておりますが、連携に必要な最小限を当社グループとして残し、売却する方針を決定しております。	無
	564	417		
株マキタ	127,050	127,050	ITソリューション事業において、継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	542	416		
名工建設株	391,759	391,759	社会システム関連事業において、取引の拡大を図ることを目的に保有しております。	有
	490	446		
日東工業株	96,912	96,912	ITソリューション事業及び社会システム関連事業において、建設資材の安定的な調達を目的に保有しております。	有
	401	256		
岡谷鋼機株	20,000	20,000	ITソリューション事業において、情報収集及び取引関係の強化を目的に保有しております。	有
	338	207		
株NTTデータ	95,000	95,000	ITソリューション事業において、長期的・安定的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	無
	230	164		

(注) 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、保有の合理性は、当社の資本コストから算出した株式の年間保有コストに対し、株式を保有することにより生じる取引で見込める年間利益、株式の年間配当及び年換算をした株式のキャピタルゲインの合算額が上回っているか、判定を行い検証しております。

□ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（1949年建設省令第14号）に準じて記載しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（1949年建設省令第14号）により作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入及び同機構が主催するセミナーへの参加等の取組みを行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

### (1) 【連結財務諸表】

#### ①【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	41,367	52,500
受取手形・完成工事未収入金等	※1,※4 187,954	※1,※4,※5 177,266
リース投資資産	6,600	10,493
未成工事支出金等	※7 51,992	※7 43,183
販売用不動産	1,757	1,960
商品	1,148	1,025
材料貯蔵品	2,692	3,023
その他	11,761	13,030
貸倒引当金	△1,291	△136
流動資産合計	303,983	302,347
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	100,241	102,925
減価償却累計額	△55,743	△56,936
建物・構築物（純額）	※3 44,498	※3 45,989
機械、運搬具及び工具器具備品	66,329	68,224
減価償却累計額	△41,886	△44,818
機械、運搬具及び工具器具備品（純額）	※3 24,442	※3 23,406
土地	※3,※6 70,084	※3,※6 76,409
リース資産	3,525	3,221
減価償却累計額	△2,014	△2,111
リース資産（純額）	1,510	1,109
建設仮勘定	2,700	495
有形固定資産合計	143,236	147,410
無形固定資産		
のれん	1,648	568
その他	5,089	5,251
無形固定資産合計	6,737	5,820
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 25,454	※2 32,939
長期貸付金	3,006	2,956
繰延税金資産	4,470	2,306
退職給付に係る資産	12,912	17,742
その他	※2 5,141	※2 5,989
貸倒引当金	△2,809	△2,864
投資その他の資産合計	48,175	59,069
固定資産合計	198,149	212,300
資産合計	502,133	514,647

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形・工事未払金等	82,842	※5 77,250
短期借入金	※3 3,950	※3 3,984
未払法人税等	5,075	6,463
未成工事受入金	7,771	8,263
完成工事補償引当金	145	147
工事損失引当金	※7 5,236	※7 68
損害補償損失引当金	679	—
その他	※3 28,745	※3 28,148
<b>流動負債合計</b>	<b>134,446</b>	<b>124,327</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	※3 179	※3 70
繰延税金負債	451	3,652
再評価に係る繰延税金負債	※6 1,213	※6 1,213
退職給付に係る負債	14,151	13,165
役員退職慰労引当金	616	615
環境対策引当金	400	400
その他	3,948	3,146
<b>固定負債合計</b>	<b>20,961</b>	<b>22,263</b>
<b>負債合計</b>	<b>155,407</b>	<b>146,591</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	93,113	75,304
利益剰余金	286,284	300,918
自己株式	△45,318	△31,857
<b>株主資本合計</b>	<b>344,079</b>	<b>354,364</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	3,722	9,119
繰延ヘッジ損益	△78	1
土地再評価差額金	※6 △8,250	※6 △7,303
退職給付に係る調整累計額	1,620	5,762
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>△2,985</b>	<b>7,580</b>
<b>新株予約権</b>	<b>939</b>	<b>1,029</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>4,692</b>	<b>5,081</b>
<b>純資産合計</b>	<b>346,725</b>	<b>368,055</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>502,133</b>	<b>514,647</b>

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	※1 563,295	※1 571,186
売上原価	※3,※8 493,754	※3,※8 495,473
売上総利益	69,541	75,712
販売費及び一般管理費	※2,※3 37,436	※2,※3 36,491
営業利益	32,104	39,221
営業外収益		
受取利息	23	19
受取配当金	850	829
固定資産賃貸料	283	269
その他	580	502
営業外収益合計	1,738	1,621
営業外費用		
支払利息	26	20
貸倒引当金繰入額	2,397	99
賃貸費用	99	94
遊休資産費用	69	74
その他	314	157
営業外費用合計	2,907	446
経常利益	30,934	40,396
特別利益		
固定資産売却益	※4 503	※4 1,840
投資有価証券売却益	67	95
関係会社株式売却益	218	—
負ののれん発生益	28	—
その他	115	281
特別利益合計	933	2,217
特別損失		
固定資産除却損	※5 176	※5 226
固定資産売却損	※6 144	※6 1
投資有価証券評価損	132	—
固定資産圧縮損	—	660
事業構造改革費用	109	273
減損損失	※7 99	※7 208
特別退職金	288	144
損害補償損失引当金繰入額	244	—
その他	130	116
特別損失合計	1,326	1,631
税金等調整前当期純利益	30,541	40,983
法人税、住民税及び事業税	11,945	12,046
法人税等調整額	△1,019	1,097
法人税等合計	10,925	13,144
当期純利益	19,615	27,838
非支配株主に帰属する当期純利益	276	385
親会社株主に帰属する当期純利益	19,338	27,453

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	19,615	27,838
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	608	5,419
繰延ヘッジ損益	△79	80
退職給付に係る調整額	△536	4,143
その他の包括利益合計	※ △7	※ 9,643
包括利益	19,607	37,482
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	19,327	37,072
非支配株主に係る包括利益	279	409

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	92,700	279,157	△40,851	341,006
当期変動額					
剰余金の配当			△12,211		△12,211
親会社株主に帰属する当期純利益			19,338		19,338
自己株式の取得				△7,002	△7,002
自己株式の処分		14		160	175
自己株式の消却					—
連結子会社の自己株式取得による持分の変動					—
合併による増加					—
株式交換による増加		398		2,373	2,772
土地再評価差額金の取崩					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	413	7,126	△4,467	3,072
当期末残高	10,000	93,113	286,284	△45,318	344,079

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,117	0	△8,250	2,157	△2,975	795	4,662	343,489
当期変動額								
剰余金の配当								△12,211
親会社株主に帰属する当期純利益								19,338
自己株式の取得								△7,002
自己株式の処分								175
自己株式の消却								—
連結子会社の自己株式取得による持分の変動								—
合併による増加								—
株式交換による増加								2,772
土地再評価差額金の取崩								—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	605	△79		△536	△10	144	29	163
当期変動額合計	605	△79	—	△536	△10	144	29	3,235
当期末残高	3,722	△78	△8,250	1,620	△2,985	939	4,692	346,725

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	93,113	286,284	△45,318	344,079
当期変動額					
剩余金の配当			△12,048		△12,048
親会社株主に帰属する当期純利益			27,453		27,453
自己株式の取得				△5,003	△5,003
自己株式の処分		140		508	649
自己株式の消却		△17,956		17,956	—
連結子会社の自己株式取得による持分の変動		6			6
合併による増加			175		175
株式交換による増加					—
土地再評価差額金の取崩			△946		△946
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	△17,809	14,633	13,461	10,285
当期末残高	10,000	75,304	300,918	△31,857	354,364

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,722	△78	△8,250	1,620	△2,985	939	4,692	346,725
当期変動額								
剩余金の配当								△12,048
親会社株主に帰属する当期純利益								27,453
自己株式の取得								△5,003
自己株式の処分								649
自己株式の消却								—
連結子会社の自己株式取得による持分の変動								6
合併による増加								175
株式交換による増加								—
土地再評価差額金の取崩								△946
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,397	80	946	4,141	10,566	89	389	11,045
当期変動額合計	5,397	80	946	4,141	10,566	89	389	21,330
当期末残高	9,119	1	△7,303	5,762	7,580	1,029	5,081	368,055

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	30,541	40,983
減価償却費	10,376	10,631
減損損失	99	208
のれん償却額	1,093	1,079
負ののれん発生益	△28	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	3,579	△1,099
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	36	105
受取利息及び受取配当金	△873	△849
支払利息	26	20
売上債権の増減額（△は増加）	33,378	6,841
未成工事支出金等の増減額（△は増加）	△5,779	9,840
仕入債務の増減額（△は減少）	△5,021	△4,686
投資有価証券売却損益（△は益）	△67	△90
投資有価証券評価損	132	—
その他の資産の増減額（△は増加）	△703	△3,019
その他の負債の増減額（△は減少）	8,711	△7,639
その他	82	164
小計	75,587	52,490
利息及び配当金の受取額	873	848
利息の支払額	△26	△20
法人税等の支払額	△14,652	△9,043
営業活動によるキャッシュ・フロー	61,781	44,275
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（△は増加）	495	△7
投資有価証券の取得による支出	△21	△18
投資有価証券の売却による収入	957	320
子会社株式の取得による支出	△761	—
有形固定資産の取得による支出	△7,520	△16,398
無形固定資産の取得による支出	△1,162	△2,329
有形固定資産の売却による収入	956	2,563
貸付けによる支出	△31	△9
貸付金の回収による収入	212	81
保険積立金の積立による支出	△304	△468
保険積立金の解約による収入	176	573
その他	159	△249
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,843	△15,941

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△27,595	286
長期借入金の返済による支出	△807	△306
自己株式の取得による支出	△7,014	△5,016
自己株式の売却による収入	47	465
子会社の自己株式の取得による支出	—	△0
配当金の支払額	△12,211	△12,048
非支配株主への配当金の支払額	△23	△13
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△628	△580
財務活動によるキャッシュ・フロー	△48,233	△17,214
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	9
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	6,703	11,128
現金及び現金同等物の期首残高	34,033	40,788
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	51	14
現金及び現金同等物の期末残高	※ 40,788	※ 51,932

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 67社

主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

#### (2) 主要な非連結子会社名は、次のとおりであります。

コムエントラスト株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用会社の数

該当なし

#### (2) 持分法非適用の非連結子会社（コムエントラスト株式会社外）及び関連会社（資材リンクム株式会社外）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、藤木鉄工株式会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

### 4. 会計方針に関する事項

#### 1 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

イ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

###### ① 未完工事支出金

個別法による原価法

###### ② 商品

主として移動平均法による原価法

###### ③ 材料貯蔵品

主として移動平均法による原価法

###### ④ 仕掛不動産

個別法による原価法

###### ⑤ 販売用不動産

個別法による原価法

## 2 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

構築物 10～50年

### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3 重要な引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

### (3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

### (4) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職慰労金支給に備えるため、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (5) 損害補償損失引当金

将来の損害補償損失に備えるため、当連結会計年度末において発生の可能性が高く、かつ、損失の金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。

### (6) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

## 4 退職給付に係る会計処理の方法

### (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

### (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10～16年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

### (3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 5 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約については、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

### ① 工事契約に係る収益認識

工事契約に係る収益には、主に電気通信設備の構築の請負等が含まれており、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っております。これらの契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として原価比例法（インプット法）により算出しております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び重要性が乏しい契約については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した一時点で収益を認識しております。

また、履行義務が一定期間にわたり充足される工事契約において、進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した費用のうち顧客から回収できると見込まれる金額を収益として認識する原価回収基準を採用しております。

工事契約に係る取引の対価は、顧客の検収が完了した後、概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

### ② 役務・サービス等の提供に係る収益認識

契約上の条件が一時点をもって完了する役務・サービス等の提供に係る契約については契約上の条件が満たされた時点をもって収益を認識し、契約上の条件が一定期間にわたり役務・サービス等を提供し続ける契約については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

役務・サービス等に係る取引の対価は、役務・サービス等の提供完了後、概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

## 6 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたりて均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度に一括償却しております。

## 7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 8 その他連結財務諸表作成のための重要な事項

### (1) グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

### (2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(重要な会計上の見積り)

(一定期間にわたり収益を認識する売上高)

当社および当社の連結子会社は、顧客との契約について履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として原価比例法（インプット法）により算出しており、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における進捗度を合理的に見積りを行っております。

(1) 連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
一定期間にわたり収益を認識する売上高	38,696	33,847

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

収益認識の基礎となる工事原価総額は、工事契約ごとの実行予算を使用して見積りを行っておりますが、実行予算の策定にあたっては、必要となる施工内容に応じた外注費及び材料等の調達価格の見積りに不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、工事原価総額の見積りと実際の累積発生原価に重要な乖離がある場合、または工事原価総額の見積りに重要な変更が生じた場合に、翌連結会計年度における進捗部分に係る売上高が適切に反映されない可能性があります。

(貸倒引当金の計上)

子会社に対する貸付金の貸倒損失に備えるため、回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(1) 連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金	3,565	2,492

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金の計上にあたっては、財務内容評価法及びキャッシュ・フロー見積り法に基づいて回収可能性を検討し、回収不能見込金額の算出を行っておりますが、それらの見積り要素については不確実性を伴っております。

翌連結会計年度において、見積り額と実際の発生額に重要な乖離がある場合や見積り額に重要な変更が生じた場合に、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「遊休資産費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた383百万円は、「遊休資産費用」69百万円、「その他」314百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。受取手形・完成工事未収入金等に含まれる契約資産の金額は、「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
受取手形	3,765百万円	3,945百万円
売掛金	14,682〃	16,925〃
完成工事未収入金	137,022〃	129,190〃

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
投資有価証券（株式）	4,341百万円	4,330百万円
投資その他の資産その他（出資金）	32〃	0〃

※3 担保提供資産

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
建物	951百万円	(865百万円)
土地	3,110〃	(1,207〃)
機械装置	374〃	(374〃)
計	4,435百万円	(2,446百万円)
		4,582百万円
		(2,626百万円)

(注) 上記の他、営業保証金の代用として投資有価証券10百万円を供託しております。

担保対応債務

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
短期借入金	415百万円	(一百万円)
1年内返済予定の長期借入金	126〃	(76〃)
長期借入金	88〃	(31〃)
その他	0〃	(—〃)
計	630百万円	(108百万円)
		479百万円
		(33百万円)

上記のうち、( )内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

※4 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	80百万円	18百万円

※5 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
受取手形	一百万円	306百万円
支払手形	一〃	62〃

※6 土地の再評価

連結子会社である日本コムシス株式会社は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日法律第34号・最終改正2005年7月26日法律第87号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日政令第119号・最終改正2006年1月27日政令第12号）第2条第4号に定める評価額に合理的な調整を行って算定しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額	5,425百万円	5,215百万円

※7 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
未成工事支出金	5,000百万円	96百万円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
従業員給与	16,613百万円	17,215百万円

※3 一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
	91百万円	121百万円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物・構築物	10百万円	1,049百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	21〃	29〃
土地	471〃	762〃
計	503百万円	1,840百万円

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物・構築物	121百万円	180百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	39〃	31〃
その他	15〃	14〃
計	176百万円	226百万円

※6 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物・構築物	18百万円	1百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	1〃	—〃
土地	124〃	0〃
計	144百万円	1百万円

※7 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
愛知県豊川市	遊休資産	土地・建物等	51
熊本県上益城郡	事業用資産	建物・構築物	48

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

愛知県豊川市の遊休資産については、売却の意思決定がされた土地・建物等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、売却予定額に基づく正味売却価額により測定しております。

熊本県上益城郡の事業用資産については、処分の意思決定がされた建物・構築物について、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
神奈川県足柄上郡	事業用資産	建物等	51
茨城県下妻市	事業用資産	建物等	66
北海道旭川市	事業用資産	建物等	79
岐阜県安八郡	事業用資産	建物等	3
熊本県上益城郡	事業用資産	建物等	8

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

神奈川県足柄上郡、岐阜県安八郡および熊本県上益城郡の事業用資産については、処分の意思決定がされた建物等について、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

茨城県下妻市の事業用資産については、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている建物等について、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

北海道旭川市の事業用資産については、処分の意思決定がされた建物等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、実質的な価値はないと考え、正味売却価額を零と評価しております。

※8 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額（△は工事損失引当金戻入額）は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
工事損失引当金繰入額	3,084百万円	△5,167百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	788	7,881
組替調整額	75	△66
税効果調整前	864	7,815
税効果額	△255	△2,395
その他有価証券評価差額金	608	5,419
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△114	115
税効果調整前	△114	115
税効果額	34	△35
繰延ヘッジ損益	△79	80
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△1,161	5,898
組替調整額	385	84
税効果調整前	△775	5,983
税効果額	238	△1,840
退職給付に係る調整額	△536	4,143
その他の包括利益合計	△7	9,643

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	141,000,000	—	—	141,000,000

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	18,575,585	2,790,107	1,144,521	20,221,171

## (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 2,789,200株  
単元未満株式の買取による増加 907株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 100株  
ストック・オプション行使による減少 41,700株  
譲渡制限付株式報酬としての処分による減少 30,626株  
株式交換による減少 1,072,095株

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）			当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	939

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,121	50.00	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	6,090	50.00	2022年9月30日	2022年12月5日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,038	50.00	2023年3月31日	2023年6月30日

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	141,000,000	—	8,000,000	133,000,000

(変動事由の概要)

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 8,000,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	20,221,171	1,623,098	8,222,072	13,622,197

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 1,621,800株

単元未満株式の買取による増加 1,298株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 8,000,000株

単元未満株式の買増請求による減少 118株

ストック・オプション行使による減少 193,600株

譲渡制限付株式報酬としての処分による減少 28,354株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,029
合計			—	—	—	—	1,029

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,038	50.00	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月9日 取締役会	普通株式	6,009	50.00	2023年9月30日	2023年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,565	55.00	2024年3月31日	2024年6月28日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## ※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額と関係

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金預金勘定	41,367百万円	52,500百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△579〃	△568〃
現金及び現金同等物	40,788百万円	51,932百万円

## (リース取引関係)

## 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）

## (1) リース資産の内容

## 有形固定資産

主として、電気通信設備工事における車両であります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 2 ファイナンス・リース取引（貸主側）

## (1) リース投資資産の内訳

## 流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
リース料債権部分	6,746	10,395
見積残存価額部分	316	665
受取利息相当額	△462	△567
リース投資資産	6,600	10,493

## (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

## 流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産に係る リース料債権部分	2,170	1,673	1,277	877	388	358

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産に係る リース料債権部分	2,638	2,392	1,963	1,389	886	1,123

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、グループファイナンス及び銀行借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・工事未払金等は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	20,017	20,017	—
資産計	20,017	20,017	—

当連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	27,436	27,436	—
資産計	27,436	27,436	—

※1 現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等及び支払手形・工事未払金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※2 市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
非上場株式	5,537	5,503

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2023年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	41,367	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	187,954	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	—	10	—	—
社債	100	—	—	—
その他	—	—	—	400
合計	229,422	10	—	400

当連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	52,500	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	177,266	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	10	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	300
合計	229,777	—	—	300

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	19,395	—	—	19,395
債券	—	490	—	490
その他	—	131	—	131
資産計	19,395	621	—	20,017

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	26,985	—	—	26,985
債券	—	300	—	300
その他	—	149	—	149
資産計	26,985	450	—	27,436

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している債券及びその他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

## 1 その他有価証券で時価のあるもの

前連結会計年度（2023年3月31日）

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	15,121	8,579	6,541
	債券	278	265	12
	その他	131	118	12
	小計	15,531	8,963	6,567
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,274	5,440	△1,166
	債券	211	217	△5
	その他	—	—	—
	小計	4,486	5,658	△1,172
合計		20,017	14,621	5,395

当連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	24,213	10,742	13,471
	債券	290	266	24
	その他	149	118	30
	小計	24,653	11,127	13,526
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,772	3,087	△315
	債券	10	10	△0
	その他	—	—	—
	小計	2,782	3,098	△315
合計		27,436	14,225	13,210

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	942	67	△0
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	942	67	△0

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	320	95	△4
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	320	95	△4

3 減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度において、有価証券について132百万円（その他有価証券の株式132百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、減損処理を行ったその他有価証券はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

一部の連結子会社は、確定拠出年金制度、前払退職金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。また、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	58,999	57,465
勤務費用	3,792	3,820
利息費用	119	267
数理計算上の差異の発生額	△1,802	△1,224
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付の支払額	△3,620	△4,659
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	—	17
その他	△22	11
退職給付債務の期末残高	57,465	55,698

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	62,830	59,680
期待運用収益	1,695	1,449
数理計算上の差異の発生額	△2,952	4,674
事業主からの拠出額	1,067	1,477
退職給付の支払額	△2,951	△3,427
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	—	16
その他	△8	△6
年金資産の期末残高	59,680	63,864

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	3,343	3,453
退職給付費用	591	460
退職給付の支払額	△191	△134
制度への拠出額	△263	△274
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	—	△1
連結範囲の変更に伴う増減額	△27	—
その他	1	85
退職給付に係る負債の期末残高	3,453	3,588

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	52,648	50,998
年金資産	△60,537	△64,804
	△7,888	△13,805
非積立型制度の退職給付債務	9,127	9,228
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,239	△4,576
退職給付に係る負債	14,151	13,165
退職給付に係る資産	△12,912	△17,742
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,239	△4,576

(注) 簡便法を適用した制度を含めております。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	3,792	3,820
利息費用	119	267
期待運用収益	△1,695	△1,449
数理計算上の差異の費用処理額	360	69
過去勤務費用の費用処理額	15	15
簡便法で計算した退職給付費用	591	460
確定給付制度に係る退職給付費用	3,183	3,183

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
過去勤務費用	15	15
数理計算上の差異	△790	5,968
合計	△775	5,983

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
未認識過去勤務費用	49	34
未認識数理計算上の差異	△2,387	△8,356
合計	△2,338	△8,321

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
債券	44%	41%
株式	28%	34%
現金及び預金	13%	11%
その他	15%	14%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度9%、当連結会計年度11%含まれております。

② 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	主として0.4%	主として0.7%
長期期待運用收益率	主として3.1%	主として2.7%

3 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,413百万円、当連結会計年度1,422百万円であります。

## (ストック・オプション等関係)

## 1 ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	192百万円	192百万円

## 2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
新株予約権戻入益	8百万円	5百万円

## 3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	2015年8月6日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 43
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 55,800	普通株式 381,500
付与日	2015年8月21日	2015年8月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2015年8月21日 ～2017年8月21日
権利行使期間	2015年8月22日 ～2045年8月21日	2017年8月22日 ～2024年8月21日

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2016年8月5日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 35
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 59,200	普通株式 367,500
付与日	2016年8月23日	2016年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2018年8月24日 ～2025年8月23日
権利行使期間	2016年8月24日 ～2046年8月23日	2018年8月24日 ～2025年8月23日

	第16回新株予約権	第17回新株予約権
決議年月日	2017年8月4日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 40
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 36,800	普通株式 386,500
付与日	2017年8月23日	2017年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2019年8月24日 ～2026年8月23日
権利行使期間	2017年8月24日 ～2047年8月23日	2019年8月24日 ～2026年8月23日

	第18回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2018年8月3日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 41
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 41,900	普通株式 389,000
付与日	2018年8月22日	2018年8月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2020年8月23日 ～2027年8月22日
権利行使期間	2018年8月23日 ～2048年8月22日	2020年8月23日 ～2027年8月22日

	第20回新株予約権	第21回新株予約権
決議年月日	2019年8月7日	2019年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社完全子会社取締役 56	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 50 当社完全子会社執行役員 52
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 36,500	普通株式 399,400
付与日	2019年8月22日	2019年8月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2021年8月23日 ～2028年8月22日
権利行使期間	2019年8月23日 ～2049年8月22日	2021年8月23日 ～2028年8月22日

	第22回新株予約権	第23回新株予約権
決議年月日	2020年6月26日	2021年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 51 当社完全子会社執行役員 57	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 42 当社完全子会社執行役員 64
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 550,000	普通株式 540,000
付与日	2020年8月24日	2021年8月23日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	2023年8月25日 ～2029年8月24日	2024年8月24日 ～2030年8月23日
権利行使期間	2023年8月25日 ～2029年8月24日	2024年8月24日 ～2030年8月23日

	第24回新株予約権	第25回新株予約権
決議年月日	2022年6月29日	2023年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 40 当社完全子会社執行役員 65	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 41 当社完全子会社執行役員 74
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 529,000	普通株式 549,000
付与日	2022年7月19日	2023年7月18日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	2025年7月20日 ～2031年7月19日	2026年7月19日 ～2032年7月18日
権利行使期間	2025年7月20日 ～2031年7月19日	2026年7月19日 ～2032年7月18日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2015年8月6日	2015年6月26日	2016年8月5日	2016年6月29日
権利確定前				
期首(株)	—	—	—	—
付与(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	—
権利確定後				
期首(株)	6,300	29,000	11,600	45,300
権利確定(株)	—	—	—	—
権利行使(株)	800	16,000	2,900	17,300
失効(株)	—	—	—	—
未行使残(株)	5,500	13,000	8,700	28,000

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2017年8月4日	2017年6月29日	2018年8月3日	2018年6月26日
権利確定前				
期首(株)	—	—	—	—
付与(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	—
権利確定後				
期首(株)	10,100	154,900	14,600	340,500
権利確定(株)	—	—	—	—
権利行使(株)	1,200	62,900	2,500	39,100
失効(株)	—	—	—	—
未行使残(株)	8,900	92,000	12,100	301,400

	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権
決議年月日	2019年8月7日	2019年6月25日	2020年6月26日	2021年6月29日
権利確定前				
期首(株)	—	—	—	529,000
付与(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	5,000
権利確定(株)	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	524,000
権利確定後				
期首(株)	19,700	385,200	542,000	—
権利確定(株)	—	—	—	—
権利行使(株)	2,500	48,400	—	—
失効(株)	—	4,000	5,000	—
未行使残(株)	17,200	332,800	537,000	—

	第24回新株予約権	第25回新株予約権
決議年月日	2022年6月29日	2023年6月29日
権利確定前		
期首(株)	529,000	—
付与(株)	—	549,000
失効(株)	5,000	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	524,000	549,000
権利確定後		
期首(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	—	—

② 単価情報

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2015年8月6日	2015年6月26日	2016年8月5日	2016年6月29日
権利行使価格（円）	1	1,928	1	1,923
行使時平均株価（円）	2,794	3,277	2,794	3,028
付与日における公正な評価単価（円）	1,392	205	1,705	378

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2017年8月4日	2017年6月29日	2018年8月3日	2018年6月26日
権利行使価格（円）	1	2,404	1	2,939
行使時平均株価（円）	2,795	3,111	2,795	3,342
付与日における公正な評価単価（円）	2,046	382	2,542	499

	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権
決議年月日	2019年8月7日	2019年6月25日	2020年6月26日	2021年6月29日
権利行使価格（円）	1	2,908	3,328	3,210
行使時平均株価（円）	1,664	3,218	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	2,537	457	484	395

	第24回新株予約権	第25回新株予約権
決議年月日	2022年6月29日	2023年6月29日
権利行使価格（円）	2,641	2,931
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	286	294

4 当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第25回新株予約権
株価変動性	(注) 1 23.80%
予想残存期間	(注) 2 6年
予想配当	(注) 3 100円／株
無リスク利子率	(注) 4 0.205%

(注) 1 2017年7月16日から2023年7月18日までの株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 2023年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,238百万円	896百万円
退職給付に係る負債等	1,254〃	—〃
役員退職慰労引当金等	365〃	374〃
未払事業税等	418〃	485〃
未払費用	5,587〃	6,398〃
投資有価証券評価損	1,968〃	1,979〃
ゴルフ会員権評価損	133〃	135〃
工事損失引当金	1,618〃	35〃
子会社土地評価差額	1,542〃	1,538〃
繰越欠損金	384〃	303〃
その他	3,465〃	3,594〃
繰延税金資産小計	17,976百万円	15,741百万円
評価性引当額	△6,197〃	△6,552〃
繰延税金資産合計	11,779百万円	9,188百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△935百万円	△925百万円
退職給付に係る資産等	—〃	△641〃
特別償却準備金	△159〃	△119〃
子会社土地評価差額	△3,181〃	△3,146〃
その他有価証券評価差額金	△3,343〃	△5,669〃
その他	△139〃	△31〃
繰延税金負債合計	△7,759百万円	△10,534百万円
繰延税金資産の純額	4,019百万円	△1,345百万円

## 2. 再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
再評価に係る繰延税金資産	3,367百万円	3,078百万円
評価性引当額	△3,367〃	△3,078〃
再評価に係る繰延税金資産の合計	—百万円	—百万円
繰延税金負債		
再評価に係る繰延税金負債	1,213百万円	1,213百万円
再評価に係る繰延税金負債の合計	1,213百万円	1,213百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	1,213百万円	1,213百万円

### 3 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	-%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	1.0%	-%
永久に益金に算入されない項目	△0.5%	-%
住民税均等割等	1.0%	-%
のれんの償却額	1.1%	-%
負ののれん償却額	△0.0%	-%
評価性引当額	2.0%	-%
その他	0.7%	-%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.8%	-%

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### 4 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### (資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (収益認識関係)

## 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	T O S Y S グループ	つうけん グループ	N D S グループ	S Y S K E N グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
通信インフラ	103,742	47,666	20,912	36,089	40,061	20,341	11,067	—	279,881
I T ソリュー ション	51,414	7,623	2,585	16,192	15,735	2,625	1,534	11,818	109,530
社会システム	106,390	13,340	8,993	10,220	22,652	6,822	3,522	—	171,942
外部顧客への 売上高	261,546	68,630	32,492	62,503	78,449	29,789	16,124	11,818	561,354

	その他 (注)	合計
通信インフラ	—	279,881
I T ソリュー ション	—	109,530
社会システム	1,941	173,883
外部顧客への 売上高	1,941	563,295

(注) 「その他」の区分は、人材派遣事業等であります。

なお、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益については、重要性が乏しいため、区分せず上表に含めております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TO S Y S グループ	つうけん グループ	N D S グループ	S Y S K E N グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
通信インフラ	96,267	44,139	22,144	38,587	42,976	21,170	11,623	—	276,910
I T ソリュー ション	54,535	6,049	2,376	16,941	16,956	2,470	1,683	12,986	114,000
社会システム	111,768	11,013	8,981	11,825	23,866	7,836	3,105	—	178,396
外部顧客への 売上高	262,570	61,202	33,503	67,355	83,799	31,477	16,412	12,986	569,307

	その他 (注)	合計
通信インフラ	—	276,910
I T ソリュー ション	—	114,000
社会システム	1,878	180,275
外部顧客への 売上高	1,878	571,186

(注) 「その他」の区分は、人材派遣事業等であります。

なお、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益については、重要性が乏しいため、区分せず上表に含めております。

## 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 5 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	155,383	155,470
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	155,470	150,061
契約資産(期首残高)	67,571	32,484
契約資産(期末残高)	32,484	27,205
契約負債(期首残高)	11,585	7,771
契約負債(期末残高)	7,771	8,263

契約資産は、主に期末時点で履行義務を充足しているがまだ請求していない工事に係る対価に関連するものであります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられております。

契約負債は、主に顧客からの未成工事受入金に関連するものであります。

なお、建設業においては、契約により通常の支払時期が異なり、履行義務を充足する時期との間に明確な関連性はありません。

前連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、10,419百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、7,360百万円であります。当連結会計年度において、契約資産が5,278百万円減少した主な理由は、日本コムシスグループにおける減少であり、これにより6,124百万円減少しております。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益に重要性はありません。

## （2）残存履行義務に配分した取引価格に関する情報

前連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は194,028百万円であり、主に工事契約に係る取引によるものであります。

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は240,759百万円であり、主に工事契約に係る取引によるものであります。当該取引は契約の履行に応じ、今後概ね1年にわたって収益認識される予定です。

### （セグメント情報等）

#### 【セグメント情報】

##### 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

コムシスグループは、持株会社である当社の下、各統括事業会社を中心としたグループが、それぞれの担当事業について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、統括事業会社を中心としたグループ別のセグメントから構成されており、「日本コムシスグループ」、「サンワコムシステムエンジニアリンググループ」、「TOSYSグループ」、「つうけんグループ」、「NDSグループ」、「SYSKENグループ」、「北陸電話工事グループ」、「コムシス情報システムグループ」の8つを報告セグメントとしております。

「日本コムシスグループ」は、主にNTTグループを中心とした電気通信設備工事事業を行っております。

「サンワコムシステムエンジニアリンググループ」は、主にNCCを中心とした電気通信設備工事事業を行っております。「TOSYSグループ」は、主に甲信越エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「つうけんグループ」は、主に北海道エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「NDSグループ」は、主に東海エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「SYSKENグループ」は、主に九州エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「北陸電話工事グループ」は、主に北陸エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「コムシス情報システムグループ」は、ソフトウェア開発等の事業を行っております。

##### 2 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失（△）、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分  
解情報

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
売上高									
通信インフラ	103,742	47,666	20,912	36,089	40,061	20,341	11,067	—	279,881
I Tソリューション	51,414	7,623	2,585	16,192	15,735	2,625	1,534	11,818	109,530
社会システム	106,390	13,340	8,993	10,220	22,652	6,822	3,522	—	171,942
外部顧客への 売上高	261,546	68,630	32,492	62,503	78,449	29,789	16,124	11,818	561,354
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	7,644	1,653	881	3,770	756	1,261	531	2,813	19,313
計	269,191	70,284	33,373	66,273	79,206	31,050	16,656	14,631	580,667
セグメント利益	9,275	6,551	2,063	6,089	4,151	1,415	640	1,401	31,588
セグメント資産	278,613	49,379	29,093	52,321	78,049	24,683	14,529	10,144	536,816
その他の項目									
減価償却費	5,285	132	448	1,303	2,186	332	333	47	10,069
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	3,864	230	627	1,222	2,450	961	149	14	9,520

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
売上高				
通信インフラ	—	279,881	—	279,881
I Tソリューション	—	109,530	—	109,530
社会システム	1,941	173,883	—	173,883
外部顧客への 売上高	1,941	563,295	—	563,295
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	17,322	36,635	△36,635	—
計	19,263	599,931	△36,635	563,295
セグメント利益	13,201	44,790	△12,686	32,104
セグメント資産	158,822	695,638	△193,505	502,133
その他の項目				
減価償却費	96	10,165	210	10,376
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	207	9,727	80	9,808

- (注) 1 「その他」の区分は、人材派遣事業、シェアードサービス事業等及び事業セグメントに帰属しない当社（純粋持株会社）であります。
- 2 調整額は以下のとおりであります。
- (1) セグメント利益の調整額は、当社及びセグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、主に当社及びセグメント間取引消去であります。
- 3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TO SY S グループ	つうけん グループ	N D S グループ	S Y S K E N グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
売上高									
通信インフラ	96,267	44,139	22,144	38,587	42,976	21,170	11,623	—	276,910
I T ソリュー ション	54,535	6,049	2,376	16,941	16,956	2,470	1,683	12,986	114,000
社会システム	111,768	11,013	8,981	11,825	23,866	7,836	3,105	—	178,396
外部顧客への 売上高	262,570	61,202	33,503	67,355	83,799	31,477	16,412	12,986	569,307
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	7,422	1,405	1,093	3,457	629	1,101	544	2,437	18,092
計	269,993	62,607	34,596	70,812	84,429	32,578	16,957	15,424	587,400
セグメント利益	17,422	3,919	2,166	6,585	4,880	1,387	758	1,621	38,741
セグメント資産	284,530	44,507	28,989	56,422	85,297	26,178	15,460	11,007	552,394
その他の項目									
減価償却費	5,413	153	489	1,383	2,143	343	310	41	10,278
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	11,939	308	1,048	1,829	3,025	496	228	21	18,899

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
売上高				
通信インフラ	—	276,910	—	276,910
I T ソリュー ション	—	114,000	—	114,000
社会システム	1,878	180,275	—	180,275
外部顧客への 売上高	1,878	571,186	—	571,186
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	17,802	35,894	△35,894	—
計	19,680	607,080	△35,894	571,186
セグメント利益	13,702	52,444	△13,222	39,221
セグメント資産	161,535	713,930	△199,282	514,647
その他の項目				
減価償却費	113	10,391	239	10,631
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	68	18,968	118	19,086

- (注) 1 「その他」の区分は、人材派遣事業、シェアードサービス事業等及び事業セグメントに帰属しない当社（純粹持株会社）であります。
- 2 調整額は以下のとおりであります。
- (1) セグメント利益の調整額は、当社及びセグメント間取引消去であります。
  - (2) セグメント資産の調整額は、主に当社及びセグメント間取引消去であります。
- 3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NTTグループ	223,686	日本コムシスグループ サンワコムシスエンジニアリンググループ TOSYSグループ つうけんグループ NDSグループ SYSKENグループ 北陸電話工事グループ

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NTTグループ	224,181	日本コムシスグループ サンワコムシスエンジニアリンググループ TOSYSグループ つうけんグループ NDSグループ SYSKENグループ 北陸電話工事グループ

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
減損損失	51	—	—	—	—	48	—	—	99

	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	99

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
減損損失	117	—	—	79	3	8	—	—	208

	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	208

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
当期償却額	852	—	29	73	136	2	—	—	1,093
当期末残高	1,065	—	14	74	484	8	—	—	1,648

	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	1,093
当期末残高	—	—	1,648

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
当期償却額	852	—	14	73	136	2	—	—	1,079
当期末残高	213	—	—	0	348	6	—	—	568

	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	1,079
当期末残高	—	—	568

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

## (1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 株当たり純資産額	2,824.12円	3,031.93円
1 株当たり当期純利益	158.83円	228.47円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	158.71円	228.15円

(注) 1. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	19,338	27,453
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	19,338	27,453
普通株式の期中平均株式数（千株）	121,758	120,159
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	91	170
(うち新株予約権（千株）)	(91)	(170)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2020年8月7日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 542千株  2021年8月6日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 529千株  2022年6月29日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 529千株	2020年8月7日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 542千株  2021年8月6日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 524千株

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (2023年3月31日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	346,725	368,055
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	5,632	6,111
(うち新株予約権（百万円）)	(939)	(1,029)
(うち非支配株主持分（百万円）)	(4,692)	(5,081)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	341,093	361,944
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（千株）	120,778	119,377

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- |                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主への一層の利益還元のため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得対象株式の種類    | 当社普通株式                            |
| (3) 取得し得る株式の総数   | 150万株（上限）                         |
| (4) 取得価額の総額      | 30億円（上限）                          |
| (5) 取得期間         | 2024年5月13日から2025年3月31日まで          |

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,594	3,825	0.3	—
1年以内に返済予定の長期借入金	356	159	0.5	—
1年以内に返済予定のリース債務	599	507	2.6	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	179	70	0.4	2025年～2026年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	1,221	887	2.8	2025年～2031年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	5,952	5,449	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	56	13	—	—
リース債務	403	257	135	59

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(百万円)	110,769	244,889	383,753	571,186
税金等調整前 四半期 (当期) 純利益	(百万円)	5,133	14,858	26,366	40,983
親会社株主に帰属する 四半期 (当期) 純利益	(百万円)	3,234	9,536	17,507	27,453
1株当たり 四半期 (当期) 純利益	(円)	26.80	79.14	145.48	228.47

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	26.80	52.37	66.42	83.15

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	101	205
関係会社預け金	26,596	30,911
未収入金	2,587	1,387
その他	5	4
流動資産合計	29,290	32,508
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	5	—
減価償却累計額	△4	—
有形固定資産合計	0	—
無形固定資産		
ソフトウェア	1	15
無形固定資産合計	1	15
投資その他の資産		
関係会社株式	124,780	124,500
繰延税金資産	79	81
前払年金費用	—	2
その他	48	41
投資その他の資産合計	124,908	124,625
固定資産合計	124,910	124,641
資産合計	154,201	157,150

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
<b>関係会社預り金</b>	35,419	41,177
<b>未払法人税等</b>	31	101
<b>その他</b>	328	329
<b>流動負債合計</b>	35,779	41,609
<b>固定負債</b>		
<b>退職給付引当金</b>	1	—
<b>固定負債合計</b>	1	—
<b>負債合計</b>	35,780	41,609
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	10,000	10,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	10,000	10,000
<b>その他資本剰余金</b>	123,812	105,967
<b>資本剰余金合計</b>	133,812	115,967
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>	19,057	20,443
<b>利益剰余金合計</b>	19,057	20,443
<b>自己株式</b>	△45,388	△31,899
<b>株主資本合計</b>	117,480	114,511
<b>新株予約権</b>	939	1,029
<b>純資産合計</b>	118,420	115,541
<b>負債純資産合計</b>	154,201	157,150

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	※1 12,800	※1 13,487
経営管理料	※1 1,433	※1 1,447
<b>営業収益合計</b>	<b>14,233</b>	<b>14,934</b>
<b>営業費用</b>		
一般管理費	※2 1,352	※2 1,443
<b>営業利益</b>	<b>12,880</b>	<b>13,490</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	※1 39	※1 34
未払配当金除斥益	19	23
その他	1	1
<b>営業外収益合計</b>	<b>60</b>	<b>60</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	※1 28	※1 32
自己株式取得費用	12	12
その他	4	2
<b>営業外費用合計</b>	<b>46</b>	<b>47</b>
<b>経常利益</b>	<b>12,894</b>	<b>13,503</b>
<b>特別利益</b>		
新株予約権戻入益	8	5
<b>特別利益合計</b>	<b>8</b>	<b>5</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	—	0
特別損失合計	—	0
<b>税引前当期純利益</b>	<b>12,903</b>	<b>13,508</b>
法人税、住民税及び事業税	97	75
法人税等調整額	4	△1
法人税等合計	102	74
<b>当期純利益</b>	<b>12,801</b>	<b>13,433</b>

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	10,000	123,403	133,403	18,468	
当期変動額						
剰余金の配当						△12,211
当期純利益						12,801
自己株式の取得						
自己株式の処分			14	14		
株式交換による増加			394	394		
自己株式の消却						
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	408	408	589	
当期末残高	10,000	10,000	123,812	133,812	19,057	

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△40,925	120,945	795	121,741
当期変動額				
剰余金の配当		△12,211		△12,211
当期純利益		12,801		12,801
自己株式の取得	△7,002	△7,002		△7,002
自己株式の処分	160	175		175
株式交換による増加	2,377	2,772		2,772
自己株式の消却				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			144	144
当期変動額合計	△4,463	△3,464	144	△3,320
当期末残高	△45,388	117,480	939	118,420

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
当期首残高	10,000	10,000	123,812	133,812	19,057
当期変動額					
剩余金の配当					△12,048
当期純利益					13,433
自己株式の取得					
自己株式の処分			139	139	
株式交換による増加					
自己株式の消却			△17,984	△17,984	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	△17,844	△17,844	1,385
当期末残高	10,000	10,000	105,967	115,967	20,443

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△45,388	117,480	939	118,420
当期変動額				
剩余金の配当		△12,048		△12,048
当期純利益		13,433		13,433
自己株式の取得	△5,003	△5,003		△5,003
自己株式の処分	509	649		649
株式交換による増加				
自己株式の消却	17,984			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			89	89
当期変動額合計	13,489	△2,969	89	△2,879
当期末残高	△31,899	114,511	1,029	115,541

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### ①退職給付債務見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他資産）に計上しております。

###### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、翌事業年度に一括費用処理することとしています。

#### 4 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営管理料及び受取配当金となります。経営管理料においては、契約内容に応じた役務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金においては、配当金の効力発生日以降の受取日をもって収益を認識しております。

#### 5 その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

営業収益

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	12,800百万円	13,487百万円
経営管理料	1,433 " "	1,447 "

営業外収益

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
受取利息	39百万円	34百万円

営業外費用

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
支払利息	22百万円	30百万円

※2 一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
役員報酬	168百万円	137百万円
給料諸手当	466 " "	527 "
株式報酬費用	214	210

(有価証券関係)

子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
子会社株式	124,780	124,500

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
株式報酬費用	46百万円	42百万円
未払金	28〃	36〃
未払事業税等	4〃	2〃
退職給付引当金	0〃	—〃
みなし配当	—〃	76〃
繰延税金資産小計	79百万円	158百万円
評価性引当額	一百万円	△76百万円
繰延税金資産合計	79百万円	81百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	一百万円	△0百万円
繰延税金負債合計	一百万円	△0百万円
繰延税金資産の純額	79百万円	81百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.5%
永久に益金に算入されない項目	△30.4%	△30.6%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8%	0.5%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

当社の収益は、子会社からの経営管理料および受取配当金となります。経営管理料においては、契約内容に応じた役務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金においては、配当金の効力発生日以降の受取日をもって収益を認識しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由	株主への一層の利益還元のため、自己株式の取得を行うものであります。
(2) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(3) 取得し得る株式の総数	150万株（上限）
(4) 取得価額の総額	30億円（上限）
(5) 取得期間	2024年5月13日から2025年3月31日まで

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	—	—	—	—	—	0	—
有形固定資産計	—	—	—	—	—	0	—
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	92	76	1	15
無形固定資産計	—	—	—	92	76	1	15

(注) 1 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2 「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることのできない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 <a href="https://www.comsys-hd.co.jp/ir/koukoku/">https://www.comsys-hd.co.jp/ir/koukoku/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

## 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

## 2 【その他の参考情報】

(1) 当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に提出した書類

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

①	有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度（第20期）	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月29日 関東財務局長に提出。
②	内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度（第20期）	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月29日 関東財務局長に提出。
③	四半期報告書 及び確認書	(第21期第1四半期) (第21期第2四半期) (第21期第3四半期)	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日 自 2023年7月1日 至 2023年9月30日 自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2023年8月8日 関東財務局長に提出。 2023年11月10日 関東財務局長に提出。 2024年2月13日 関東財務局長に提出。
④	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書	2023年6月29日 関東財務局長に提出。 2023年6月29日 関東財務局長に提出。
⑤	臨時報告書の訂正報告書	2023年6月29日提出の臨時報告書（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の訂正報告書		2024年3月29日 関東財務局長に提出。
⑥	有価証券届出書 及びその添付書類	有価証券届出書（その他の者に対する割当）及びその添付書類		2024年6月27日 関東財務局長に提出。
⑦	自己株券買付状況報告書	報告期間 報告期間 報告期間 報告期間 報告期間 報告期間 報告期間 報告期間 報告期間 報告期間 報告期間 報告期間 報告期間	自 2023年6月1日 至 2023年6月30日 自 2023年7月1日 至 2023年7月31日 自 2023年8月1日 至 2023年8月31日 自 2023年9月1日 至 2023年9月30日 自 2023年10月1日 至 2023年10月31日 自 2023年11月1日 至 2023年11月30日 自 2023年12月1日 至 2023年12月31日 自 2024年1月1日 至 2024年1月31日 自 2024年2月1日 至 2024年2月29日 自 2024年3月1日 至 2024年3月31日 自 2024年5月13日 至 2024年5月31日	2023年7月19日 関東財務局長に提出。 2023年6月29日 関東財務局長に提出。 2023年7月14日 関東財務局長に提出。 2023年8月8日 関東財務局長に提出。 2023年9月14日 関東財務局長に提出。 2023年10月13日 関東財務局長に提出。 2023年11月14日 関東財務局長に提出。 2023年12月14日 関東財務局長に提出。 2024年1月12日 関東財務局長に提出。 2024年2月14日 関東財務局長に提出。 2024年3月14日 関東財務局長に提出。 2024年4月12日 関東財務局長に提出。 2024年6月13日 関東財務局長に提出。

- (2) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異  
 連結子会社のうち、主要な連結子会社以外のものに係る管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異は次のとおりであります。

名 称	当事業年度					
	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%)		労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1		
		育児休業等取得率 (注) 2	育児休業等及び育児目的休暇の取得率 (注) 3	全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
コムシスモバイル(株)	1.0	25.0	50.0	70.6	74.6	86.1
コムシスエンジニアリング(株)	2.9	30.0	30.0	76.8	75.1	81.4
(株)フォステクノ四国	2.4	0.0	0.0	64.7	64.1	62.6
コムシスプロミネント(株)	5.3	100.0	100.0	88.3	83.6	84.7
琉球通信工事(株)	4.0	100.0	0.0	105.7	86.3	80.9
(株)日本エコシステム	1.5	60.0	80.0	64.1	67.0	—
東京鋪装工業(株)	0.0	50.0	50.0	53.4	54.9	54.8
(株)カンドー	0.8	45.0	127.0	75.1	75.6	70.9
東京ガスライフバルカンドー(株)	2.2	80.0	180.0	69.5	72.7	110.9
藤木鉄工(株)	0.0	0.0	0.0	83.2	85.8	57.1
コムシスネット(株)	0.0	100.0	100.0	77.3	79.2	70.8
コムシス東北テクノ(株)	20.0	0.0	0.0	68.0	89.1	68.2
コムシス通産(株)	13.5	33.0	100.0	88.7	85.2	75.5
三和電子(株)	2.0	50.0	50.0	77.7	86.7	61.4
(株)エス・イー・シー・ハイテック	4.2	100.0	100.0	81.9	82.7	53.1
サンコムテクノロジ(株)	2.0	—	—	75.4	75.0	76.1
(株)アルスター	0.0	0.0	100.0	65.7	73.1	51.5
(株)トーシス新潟	2.3	0.0	0.0	72.8	74.5	74.0
チューリップライフ(株)	0.0	100.0	100.0	98.8	72.6	112.2
(株)つうけんアドバンスシステムズ	3.7	40.0	100.0	74.8	77.0	100.5
(株)つうけんアクティブ	2.5	0.0	0.0	84.9	80.9	72.2
(株)つうけんアクト	0.0	—	—	70.1	57.9	92.0
愛知NDS(株)	0.0	100.0	100.0	68.0	68.0	—
豊橋NDS(株)	0.0	50.0	50.0	66.3	58.4	94.8
大日通信(株)	0.0	0.0	0.0	47.7	61.4	66.6
浜松NDS(株)	0.0	60.0	60.0	64.4	72.3	91.2
(株)C a N - T E C	0.0	33.0	100.0	68.7	66.1	102.7
NDSインフォス(株)	4.7	100.0	100.0	76.9	77.3	57.2
NDSソリューション(株)	5.1	91.0	91.0	76.6	83.5	80.7
東名通信工業(株)	0.0	0.0	100.0	24.1	76.7	23.2
(株)S Y S K E Nテクノ	1.4	75.0	150.0	77.7	85.6	82.6
(株)システムニシツウ	2.5	0.0	0.0	72.6	79.2	58.5
北話エンジニアリング(株)	0.0	50.0	0.0	74.4	73.8	82.8
コムシステクノ(株)	0.0	100.0	100.0	81.4	81.5	77.9

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

- 4 連結子会社のうち主要な連結子会社のものについては「第1 企業の概況 5 従業員の状況 (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月27日

コムシスホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 中川 隆之  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮島 章  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 増田 和年  
業務執行社員

### ＜連結財務諸表監査＞

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシスホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

一定の期間にわたり収益を認識する工事契約	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】4. 会計方針に関する事項の5重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、工事契約に係る収益認識については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び重要性の乏しい契約を除いて、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識している。</p> <p>履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、主として原価比例法（インプット法）により算出している。</p> <p>監査基準等で要求されているように、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態等に関連して不正リスクが発生するかの判断が求められる。そのため、会社が既に公表している通期の予算を達成することを目的として、一定の期間にわたり収益を認識している案件について次のリスクを想定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受注済み、かつ、一定の期間にわたり収益を認識している案件について、未だ契約できていない追加工程の増額分を工事収益総額に含めることにより、完成工事高が過大に計上されるリスク</li> <li>受注済み、かつ、一定の期間にわたり収益を認識している案件について、実行予算の金額を過少に改定して進捗率を上昇させることにより、完成工事高が過大に計上されるリスク</li> <li>未だ現場に投入されていない原価を実際発生原価として集計し進捗率を上昇させることにより、完成工事高が過大に計上されるリスク</li> </ul> <p>このような処理が行われた場合には完成工事高が過大に計上され、質的な重要性が高いことから当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と決定した。</p>	<p>当監査法人は一定の期間にわたり収益を認識する工事契約について、次の監査上の対応を行った。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>監査上の主要な検討事項の内容に記載したリスクに関する内部統制を理解するとともに整備・運用状況の有効性を評価した。評価の対象とした内部統制には、受注確定承認、実行予算承認、請求書承認を含んでいる。</p> <p>(2) 主な実証手続等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査人のリスク評価に基づいて決定した部門等における一定の期間にわたり収益を認識している案件のうち、当期中に請負金額が増額されており、かつ、予算上の利益率が良化している案件の有無を把握した。該当した案件に対して、増額部分もしくは増額後の請負総額について確認状又は変更契約書等を照合した。</li> <li>監査人のリスク評価に基づいて決定した部門等における一定の期間にわたり収益を認識している案件のうち、当期中に実行予算が減少されており、かつ、請負金額を変動させていない案件の有無を検討した。また、一定の期間にわたり収益を認識している全ての案件について、原価費目別に実行予算上の工事原価総額と実際発生原価を比較し、実際発生原価が超過している案件の有無を検討した。</li> <li>監査人のリスク評価に基づいて決定した一定金額以上の案件について、当初の工事原価総額とその後の各改定時点の工事原価総額を比較し、変動の要因となった事象が工事原価総額の見積りに与える影響について検討した。</li> <li>監査人のリスク評価に基づいて決定した部門等における一定の期間にわたり収益を認識している案件のうち、進捗率が監査人のリスク評価に基づいて決定した基準以上の案件について、請求書等の外部証憑との照合を行い、原価の発生の事実を検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### ＜内部統制監査＞

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コムシスホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、コムシスホールディングス株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## ＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

コムシスホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 中川 隆之  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮島 章  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 増田 和年  
業務執行社員

### ＜財務諸表監査＞

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシスホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【会社名】	コムシスホールディングス株式会社
【英訳名】	COMSYS Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田辺 博
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役財務部長 真下 徹
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長田辺博及び最高財務責任者真下徹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、グループ会社20社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、上記以外の事業拠点については財務報告に対する影響の重要性が僅少であるとし、評価対象としていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額を合算していく、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している10事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項なし。

## 5 【特記事項】

該当事項なし。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【会社名】	コムシスホールディングス株式会社
【英訳名】	COMSYS Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田辺 博
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役財務部長 真下 徹
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当社代表取締役社長田辺博及び当社最高財務責任者真下徹は、当社の第21期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

**2 【特記事項】**

確認に当たり、特記すべき事項はありません。